シンガポール
意匠法
2022 年 11 月 21 日公布

目次

第 1 部　序
第 1 条　簡略名称
第 2 条　解釈
第 3 条　本法は政府を拘束する

第 2 部　意匠の登録

第 1 節　意匠の所有権
第 4 条　意匠の所有者

第 2 節　登録可能な意匠
第 5 条　新規意匠は登録することができる
第 6 条　公序良俗に反する意匠
第 7 条　コンピュータ・プログラム等は登録できない
第 8 条　意匠の事前の開示等
第8A条　一定の期日以降における意匠の開示
第8B条　非物理的製品について登録されるべき意匠の開示
第 9 条　芸術作品に関する規定
第 10 条　他の物品又は非物理的製品等に関するその後の意匠登録

第 3 節　登録手続
第 11 条　登録出願
第 12 条　条約出願の優先権の主張
第 13 条　他の外国出願の優先権の主張
第 14 条　出願の取下
第 15 条　出願の補正
第 16 条　出願の審査
第16A条　先の出願の出願日に出願されたとみなされる新規出願
第 17 条　出願の拒絶
第 18 条　登録及び公告
第18A条　公告の延期
第 19 条　方式審査のみが必要である
第 20 条　登録日

第 4 節　登録期間

第 21 条　最初の登録期間及び延長
第 22 条　芸術作品等に関する例外

第 5 節　登録意匠における権利の決定手続
第 23 条　登録後の権利の決定
第 24 条　第 23 条に基づく命令の第三者への効力
第 25 条　裁判所の命令により付与されるライセンス

第 6 節　登録の放棄及び取消
第 26 条　登録の放棄
第 27 条　登録の取消

第 7 節　雑則
第 28 条　情報についての権利
第 29 条　一定の意匠の秘密保持に関する規定

第 3 部　登録意匠における権利

第 1 節　登録意匠の登録所有者の権利
第 30 条　登録により与えられる権利
第 30A 条　権利の部分放棄の登録
第 31 条　登録意匠の使用を継続する第三者の権利

第 2 節　財産の対象としての登録意匠
第 32 条　登録意匠の性質
第 33 条　登録意匠の共有
第 34 条　登録意匠に影響を与える取引の登録
第 35 条　登録出願における権利

第 3 節　侵害訴訟手続
第 36 条　侵害訴訟手続
第 37 条　共同所有者による侵害訴訟手続
第 38 条　排他的ライセンシーによる侵害訴訟手続
第 39 条　損害賠償又は利得の回復に関する一般的制限
第 40 条　引渡し命令
第 41 条　処分命令
第 42 条　非侵害に関する宣言
第 43 条　登録の有効性が争われたことの証明書
第 44 条　侵害訴訟手続の根拠のない脅迫に対する救済

第 4 部　登録意匠の政府による使用

第 45 条　登録意匠の政府による使用
第 46 条　政府による使用の条件
第 47 条　ライセンス等の規定が無効となる場合
第 48 条　紛争の裁判所への付託

第 5 部　管理及びその他の補足規定

第 1 節　登録官
第 49 条　意匠登録官及びその他の職員
第 50 条　登録官による委任
第 51 条　意匠登録局
第 52 条　登録局の印章

第 2 節　登録簿
第 53 条　意匠登録簿
第 54 条　登録簿の更正
第 55 条　登録簿の閲覧及び抄本

第 3 節　登録官の権限
第 56 条　登録官に対する手続の費用
第 57 条　登録簿の訂正
第 58 条　登録官の権限
第 59 条　召喚に応じないことは犯罪である
第 60 条　証拠を提出しないことは犯罪である
第 61 条　公的な行為に関する庁又は登録官の免責
第 62 条　登録官の決定又は命令に対する上訴
第 63 条　裁量権の行使

第 4 節　登録局の就業時間
第 64 条　就業時間及び非就業日

第 5A 部　ヘーグ協定のジュネーヴ改正協定等
第 64A 条　ヘーグ協定のジュネーヴ改正協定等に効力を付与する規定を策定する権限

第 6 部　犯罪
第 65 条　登録簿等の偽造
第 66 条　意匠が登録された旨の虚偽の表示
第 67 条　パートナーシップ又は法人による犯罪
第 68 条　犯罪の示談

第 6A 部　国境当局による支援

第 1 節　序
第 68A 条　この部の解釈
第 68B 条　長官の権限の委任
第 68C 条　手数料

第 2 節　請求による商品の差押
第 68D 条　侵害物品の差押請求
第 68E 条　差押，保管及び処分の債務又は費用に対する担保
第 68F 条　差押商品の安全な保管
第 68G 条　差押通知
第 68H 条　情報又は書類を提供する義務を有する者
第 68I 条　輸出入に関する情報
第 68J 条　差押商品の検査
第 68K 条　同意による差押商品の没収
第 68L 条　輸入者又は輸出者への差押商品の強制解放
第 68M 条　訴訟を提起しないことに対する賠償
第 68N 条　侵害訴訟
第 68O 条　差押商品の管理の維持
第 68P 条　差押商品の処分
第 68Q 条　不十分な担保

第 3 節　検査の権限
第 68R 条　車両に関する検査の権限
第 68S 条　包装等の検査
第 68T 条　包装及び商品を検査場に移動させる権限
第 68U 条　手荷物及び所持品の検査
第 68V 条　一定の構内に立ち入るための授権職員の権限

第 4 節　雑則
第 68W 条　妨害
第 68X 条　個人の責任に対する保護

第 7 部　雑則及び一般規定
第 69 条　代理人の認定
第 70 条　裁判所の一般権限
第 71 条　裁判所における訴訟手続の費用
第 72 条　登録官の証明書
第72A条　登録出願以外の書類の修正
第 73 条　手数料
第 74 条　規則を定める一般権限

第 75 条　登録出願に関連する規則
第 76 条　保留
第 77 条　経過規定

附則

第1部　序

第1条　簡略名称

本法は，意匠法2000年である。

第2条　解釈

(1) 本法では，文脈上他に要求されない限り，以下とする

「登録出願」(意匠に関して)とは，その意匠の登録のための第11条に基づく出願をいう。

「物品」とは，（工業的製法，手作業又はその他によるかを問わず）製造された物をいい，次を含む。

(a) 物品の一部で，別個に製造及び販売されるもの，及び

(b) 組物

「芸術作品」とは，著作権法2021年第20条(1)に与えられた意味を有する。

「条約国」とは，シンガポール以外の国又は領土で，パリ条約の同盟国であるか又は世界貿易機関の加盟国であるものをいう。

「対応する意匠」(芸術作品に関して)とは，物品又は非物理的製品に適用されると当該作品の複製となるような意匠をいう。

「裁判所」とは，高等裁判所の一般部門をいう。

「意匠」とは，物品又は非物理的製品に適用される形状，輪郭，色彩，模様又は装飾であって，当該物品又は非物理的製品の外観をなすものをいうが，次を含まない。

(a) 構造についての方法又は原理

(b) 物品又は非物理的製品の形状，輪郭又は色彩であって，次に該当する場合

(i) 当該物品又は非物理的製品が果たさなければならない機能によってのみ規定される場合

(ii) その物品又は非物理的製品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品又は非物理的製品の外観に依存している場合，又は

(iii) その物品又は非物理的製品を別の物品又は非物理的製品に接続するか，別の物品又は非物理的製品の中，周り又はこれに対して配置することができるようにして，何れの物品又は非物理的製品もその機能を果たすことができるようにする場合，又は

(c) 1又は複数の色彩のみから成り

(i) 如何なる形状又は輪郭とも共に使用されない，及び

(ii) 如何なる模様又は装飾の特徴も生じさせない

「創作者」(意匠に関して)とは，その意匠を創作した者又はその者が2以上いる場合は，これらの者の各々をいう。

「排他的ライセンス」とは，登録意匠の登録所有者が，ライセンシー又はライセンシー及び同人により許可された者に対し，その他のすべての者(登録所有者を含む)を排除して，ライセンスにより許可される方法で意匠を使用することを許可するライセンスをいい，

「排他的ライセンシー」は相応に解釈される。

「方式要件」とは次をいう。

(a) 第11条(2)(c)及び(4)(a)の要件，及び

(b) 第11条の又は当該条適用上の所定の規則の他の要件であって，方式要件として定められているもの

「国際事務局」とは，世界知的所有権機関の国際事務局をいう。
「非物理的製品」とは，
(a) 次のものをいう。
(i) 物理的形態を有しない
(ii) (空気を含む)媒体の表面又はその中への投影により産み出される，及び
(iii) 単に物の外観を描き又は情報を伝達するのみでない固有の実利的機能を有する，及び
(b) 非物理的製品の組物を含む
「庁」とは，シンガポール知的所有権庁法 2001 年に基づき設立されたシンガポール知的所有権庁をいう。
「所有者」とは，第 4 条に与えられた意味を有する。
「パリ条約」とは，1883 年 3 月 20 日にパリで署名され，随時改正又は修正された工業所有権の保護に関する条約をいう。
「登録簿」とは，第 53 条に基づき保持される意匠登録簿をいう。
「登録意匠」とは，本法に基づき登録された意匠をいう。
「登録所有者」(登録意匠に関して)とは，登録簿にその時点で意匠の所有者として名前が記載されている者をいい，その者が 2 以上いる場合は，これらの者の各々をいう。
「登録官」とは，第 49 条にいう意匠登録官をいい，同条にいう意匠副登録官を含む。
「登録局」とは，第 51 条に基づき設置される意匠登録局をいう。
「物品の組物」とは，通常一緒に販売されるか一緒に使用することが意図される同じ一般的性質の2以上の物品で，その各々について同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた同一の意匠が適用されているものをいう。
「物品及び非物理的製品の組物」とは，次に該当する1又は複数の物品又は1又は複数の非物理的製品をいう。
(a) それらの全てが同一の一般的性質を有し，かつ，通常一緒に販売されるか又は一緒に使用することが意図されること，及び
(b) それらの各々について，同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた同一の意匠が適用されていること
「非物理的製品の組物」とは，同一の一般的性質を有する2以上の非物理的製品であって，通常一緒に販売されるか又は一緒に使用することが意図されるもの及びそれらの各々について同一の意匠又は意匠の性質を変えないか又は意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更が加えられた意匠が適用されているもの
(2) 文脈上他に要求されない限り，
(a) 本法において書類の提出というときは，登録官に対する書類の提出であると解釈される。
(b) 本法において意匠が登録された物品というときは，物品の組物又は物品及び非物理的製品の組物について登録された意匠の場合は，当該組物の何れかの物品への言及である。
(c) 本法において意匠が登録された非物理的製品というときは，非物理的製品の組物又は物品及び非物理的製品の組物について登録された意匠の場合は，当該組物の何れかの非物理的製品への言及である。
(d) 登録意匠の侵害というときは，本法により与えられる意匠における権利の侵害であると解釈される。

(3) 本法においては，文脈上他に要求されない限り，非物理的製品を投影する物品は，
(a) 作動時に，(空気を含む)媒体の表面又はその中に非物理的製品を投影する物品である，及び
(b) (空気を含む)媒体の表面又はその中に非物理的製品を投影する(a)にいう物品の中で又はそれと共に使用される製品又は構成部分を含む。

第 3 条　本法は政府を拘束する
第 4 部に従うことを条件として，本法は政府を拘束する。

第 2 部　意匠の登録

第 1 節　意匠の所有権

第 4 条　意匠の所有者

(1)　本条に従うことを条件として，意匠の創作者は，本法の適用上，意匠の所有者として扱われる。
(2)　従業者の雇用中にその従業者により意匠が創作された場合は，その者の使用者は意匠の所有者として扱われる。
(3)　(2)は，関係当事者間で別段の趣旨の合意があれば，これに従うことを条件とする。
(4)　意匠又は意匠を物品又は非物理的製品に適用する権利が，譲渡によるか，移転によるか又は法の運用によるかを問わず，単独又はその所有者と共同で，所有者以外の者に付与された場合は，当該他の者又は場合により所有者及び当該他の者は，本法の適用上，意匠の所有者又は当該物品又は非物理的製品に関する意匠の所有者として扱われる。
(5)　人間の創作者がいない状況でコンピュータにより生成された意匠の場合は，意匠の創作に必要な手配を行った者が意匠の創作者とみなされる。

第 2 節　登録可能な意匠

第 5 条　新規意匠は登録することができる

(1)　この部の規定に従うことを条件として，新規である意匠は，所有者であると主張する者の出願により，その出願において明記される物品，非物理的製品又は組物の物品及び非物理的製品に関して登録することができる。
(2)　登録出願がなされた意匠は，次の意匠，すなわち，
(a)　先の出願の履行において同一の又はその他の物品，非物理的製品又は組物の物品及び非物理的製品に関して登録された意匠，又は
(b)　最初に述べた出願の日付の前に同一の又はその他の物品，非物理的製品又は組物の物品及び非物理的製品に関してシンガポール又は他の場所で公表された意匠，
と同一の場合は又は重要でない細部において若しくは取引上普通に用いられる変形としての特徴においてのみ当該意匠と異なる場合は，新規とはみなされない。
(3)　登録官は，所定の場合は，意匠が新規であるか否かを決定する目的で，その意匠の登録出願を実際に出願された日より早い日又は遅い日に出願されたものとみなすよう指示することができる。

第 6 条　公序良俗に反する意匠

意匠の公表又は使用が公序良俗に反する場合は，その意匠は登録することができない。

第 7 条　コンピュータ・プログラム等は登録できない

(1)　如何なるコンピュータ・プログラム又は配置設計も，本法に基づいて登録することができない。
(2)　(1)の適用上，「配置設計」とは，集積回路配置設計法 1999 年において与えられた意味を

有する。
(3) 大臣は，次の規則を定めることができる。
(a) 本法に基づく登録から，主として文学的又は芸術的な性質の物品及び非物理的製品で，大臣が適切とみなすもののための意匠を除外すること，及び
(b) 規則に定める何れの意匠も本法に基づき登録されないこと又は所定の条件が満たされない限り登録されないことを規定すること

第 8 条　意匠の事前の開示等
(1) (3)に関して，次の理由のみでは，当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく，また，当該意匠の登録が取り消されることはない。
(a) 所有者による第三者に対する意匠の開示で，その第三者による意匠の使用又は公表が善意に反するとされるような状況でなされるもの
(b) 意匠の所有者以外の第三者により善意に反してなされた意匠の開示
(c) 登録することを意図した新規の又は独創的な織物の意匠の場合は，その意匠を付した商品に対する最初の秘密の注文の受領，又は
(d) 所有者による政府省庁若しくは庁への又は政府省庁若しくは庁により意匠の価値を検討する権限を与えられた者への意匠の伝達又はその伝達の結果なされた事項
(2) (3)に関して，次の理由のみでは，当該意匠の登録出願が拒絶されることはなく，また，当該意匠の登録が取り消されることはない。
(a) 意匠の表示又は意匠が適用された物品が，意匠の所有者の同意を得て，公式の国際博覧会で展示されたこと
(b) (a)にいう当該展示後に及び博覧会の期間中に，意匠の表示又は意匠が適用された物品が，所有者の同意を得ずに，何人かによって展示されたこと，又は
(c) (a)にいう当該展示の結果，意匠の表示が公表されたこと
ただし，当該意匠の登録出願が，博覧会開会後 6 月以内になされたことを条件とする。
(3) 本条は，次の事項であって，2017年意匠(改正)法第6条の開始日前に生じたものに対してのみ適用する。
(a) (1)(a)又は(b)にいう開示
(b) (1)(c)にいう受領
(c) (1)(d)にいう伝達又は当該伝達の結果としてなされた事柄
(d) (2)(a)又は(b)にいう展示，又は
(e) 2(c)にいう公表であって，2017年10月30日前のもの。
(4) 本条において，「公式の国際博覧会」とは，公式の又は公式に認められた国際博覧会で，1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会条約の用語及び随時改正又は修正される同条約の議定書に該当するものを意味する。

第8A条　一定の期日以降における意匠の開示
(1) 次の何れかの理由のみによって，意匠登録出願が拒絶されてはならず，意匠の登録が取り消されてはならない。
(a) 創作者又は創作者の権原承継人以外の者に対して，秘密保持を条件として(明示か暗示かを問わない)なされた意匠の開示

(b) 創作者又は創作者の権原承継人により，意匠登録の出願日直前の12月の期間中になされた開示
(c) 創作者又は創作者の権原承継人以外の者により，意匠登録の出願日直前の12月の期間中に，創作者又は創作者の権原承継人から提供された情報又はその他の措置の結果として，なされた意匠の開示
(d) 意匠登録の出願日直前の12月の期間中に，創作者又は創作者の権原承継人に関する濫用の結果として，なされた意匠の開示
(2) 本条は，(1)(a)，(b)，(c)又は(d)にいう開示であって，2017年10月30日以降になされたものにのみ適用する。

第8B条　非物理的製品について登録されるべき意匠の開示
非物理的製品に関する意匠の登録出願及び当該非物理的製品に関する当該意匠出願による登録について，当該出願の出願日前になされた意匠の開示のみを理由として，出願が拒絶されてはならず，登録が取り消されてはならない。ただし，当該出願が2017年10月30日後の12月の期間中になされたものであることを条件とする。

第 9 条　芸術作品に関する規定
(1) (2)に従うことを条件として，芸術作品の著作権者により又はその同意を得て対応する意匠登録出願がなされた場合は，その意匠は本法の適用上，その芸術作品についてなされた先行使用のみを理由として新規でないものとして扱われることはない。
(2) (1)は，次に該当する場合には適用しない。
(a) その先行使用が次のものの販売，賃貸又は販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列から成る又はそれらを含む場合
(i) 次のものが適用されていた物品又は非物理的製品
(A) 問題となっている意匠，又は
(B) 重要でない細部において又は取引上普通に用いられる変形(本項では「重要でない変形」という)の特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠，又は
(ii) (i)にいう非物理的製品を投影するための物品
(b) 問題となっている意匠又は重要でない変形が前記の物品，非物理的製品又は物品に関して産業的に適用されていた場合，及び
(c) 先行使用が，著作権者により又はその同意を得て行われていた場合
(3) 大臣は，本条の適用上，物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品に関して，意匠が産業的に適用されているとみなすべき状況を規定する規則を定めることができる。

第 10 条　他の物品又は非物理的製品等に関するその後の意匠登録
(1) 物品又は非物理的製品に関して登録された意匠の登録所有者が，次の場合，すなわち，
(a) 1 又は複数の他の物品又は非物理的製品に関して登録された意匠の登録出願を行った場合，又は
(b) 同一の又は 1 若しくは複数の他の物品又は非物理的製品に関して，登録意匠の性質を変えないか又は登録意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更を伴う登録意

匠で構成される意匠の登録出願を行った場合は，
その登録意匠による先の登録又は公告のみを理由として，当該出願が拒絶されることはなく，また，当該出願に基づいてなされた登録が取り消されることはない。
(2) (1)により登録された意匠における権利は，原意匠に権利が存続する期間及び延長期間があればその延長期間の末日を超えて延長されない。
(3) ある者が物品又は非物理的製品に関して意匠登録出願を行い，かつ
(a) その意匠が他の物品又は非物理的製品に関して別の者により先に登録されている場合，又は
(b) その出願が関連する意匠が，登録意匠の性質を変えないか又は登録意匠の同一性に実質的に影響を与えない程度の修正又は変更を伴って，同一の又は他の物品又は非物理的製品に関して別の者が先に登録していた意匠である場合に，
出願が係属中の何れかの時点で出願人が先に登録された意匠の登録所有者となったときは，(1)は，出願の時点でその出願人が当該意匠の登録所有者であったものとして適用される。

第 3 節　登録手続

第 11 条　登録出願

(1) 意匠登録出願は，登録官に対して所定の方法で行い，所定の出願手数料の納付を条件とする。
(2) 出願は次の通りとする。
(a) 意匠登録の願書を含むこと
(b) 出願人の名称及び宛先を記載すること，及び
(c) 意匠の明確な表示を含むこと
(3) 第16A条に別段の定めがある場合を除いて，出願日は次の事項がなされた最も早い日である。
(a) (1)に基づき納付すべき手数料が納付され又は登録官が納付済として処理した，及び
(b) (2)に基づく要件の全てが満たされた
(4) 出願は，次に該当する場合は，(1)に基づき2以上の意匠について行うことができる。
(a) 当該意匠の何れかを出願において指定されるように適用することを意図された物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物が，第75条(1)(c)にいう分類に基づき，他の意匠の各々を出願において指定されるように適用することを意図された物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物と同一のクラス内にあり又は(それらが2以上のクラスに跨るときは)全て同一のクラス内にある場合，及び
(b) 出願が所定の他の要件を満たしている場合
(5) (1)に基づいて，2以上の意匠登録を求める出願は，(1)に基づいて当該意匠の各々の登録を求める別個の出願がされた場合と同様に扱われる。

第 12 条　条約出願の優先権の主張

(1) (7)に従うことを条件として，次の場合，すなわち，
(a) ある者が一定の物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物に関して意匠登録出願を条約国において行い，

(b) その出願が当該物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物に関して条約国において出願される最初の意匠登録出願(本条では以下「最初の条約出願」という)であり，かつ
(c) 最初の条約出願がなされた日から6月以内に，その者又はその者の権原承継人が，当該物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物の全部又は何れかに関して本法に基づく意匠登録出願を行う場合は，
(d) その者又はその者の権原承継人は，登録官の要求により以下を所定の方法と期間に提出しなければならない，
(i) 全ての所定の情報
(ii) 全ての関係書類
その者又はその者の権原承継人は，本法に基づく出願を行うときに，最初の条約出願において登録請求された当該物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物の全部又は何れかに関してその意匠登録に対する優先権を主張することができる。
(2) ある者が(1)に従い意匠登録出願に関して優先権を主張する場合は，
(a) その者は，最初の条約出願がなされた日(その日を含む)から優先権を有し，かつ
(b) その出願は，その意匠か又は何れか他の意匠かの何れが新規であるか否かを決める目的で，最初の条約出願がなされた日になされたものとして扱われる。
(3) (2)は，意匠登録出願に関して第5条(3)に基づく指示を与える権限を排除するとは解釈されない。
(4) 本法の規定にも拘らず，意匠登録出願に関して優先権が主張された場合は，最初の条約出願が次の日の間の期間に公告されたという事実のみを理由として，その出願が拒絶されることはなく，また，本法に基づく意匠登録が取り消されることはない。
(a) 最初の条約出願がなされた日，及び
(b) 本法に基づく出願がなされた日
(5) 意匠登録出願であって，条約国において，その国内法又は国際協定に基づく通常の国内出願と同等のものは，優先権を生じるものとして扱われる。
(6) (5)において，「通常の国内出願」とは，出願の結果の如何に拘らず，出願が条約国においてなされた日を確定するのに適切な出願を意味する。
(7) 先の出願と同じ対象に関するその後の意匠登録出願が同一の条約国においてか又は異なる条約国においてかに拘らず出願され，かつ，これらが何れかの条約国において出願される対象に関する最初の2出願である場合において，当該後の出願の出願日に，次のとおりであるときは当該後の出願は，最初の条約出願であるとみなされる。
(a) 先の出願が，公衆の閲覧のために公開されず，かつ，係属中の如何なる権利も残存させることなく，取り下げられ，放棄され又は拒絶されたとき，及び
(b) 先の出願が，未だ優先権主張の基礎となっていないとき
(8) 疑義を避けるために，(7)を適用する場合は，
(a) 先の出願の出願日ではなく後の出願の出願日が(2)に基づく優先権期間の始めの日とみなされ，かつ
(b) 先の出願は，その後，優先権主張の基礎として用をなさない。
(9) 大臣は，本条に基づく優先権主張の方法に関する規則を定めることができる。
(10) 本条に基づいて生じる優先権は，出願とともに又は独立に譲渡又はその他移転すること

ができ，(1)にいう出願人の「権原承継人」は相応に解釈される。

第 13 条　他の外国出願の優先権の主張

(1)　大臣は，命令により，政府が登録意匠の相互保護のための条約，協定，取決め又は約定を締結している国又は領土において意匠登録出願を行った者に対し，同一の物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物の何れか又は全部について本法に基づく同一の意匠を登録する目的で，当該出願の日から一定の期間にわたり優先権を付与することができる。

(2)　本条に基づく命令により，第 12 条又は大臣が適切とみなすその他の規定に定めるものに対応する規定を定めることができる。

第 14 条　出願の取下

(1)　出願人は，登録官が決定する第 18 条に基づく公告の準備が完了する日の前に，所定の方法で登録官に取下通知を提出することにより，自己の意匠登録出願を取り下げることができる。

(2)　(1)に従って取下通知が提出された場合は，出願は取り下げられたものとして扱われ，その取下は撤回不能である。

第 15 条　出願の補正

(1)　(4)及び第 74 条(2A)に従うことを条件に，登録官は，自発的又は出願人が所定の方法でなした請求及び所定の手数料の納付に基づいて，意匠登録出願を補正することができる。

(2)　意匠登録出願は，補正の結果，なされた出願において実質的に開示されなかった事項を含めることで出願の範囲が増大する場合は，補正できない。

(3)　物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物であって，意匠登録出願において指定されるように意匠を適用することが意図されているものの1又は複数のクラス(第75条(1)(c)にいう分類に基づく)は，次の場合は補正してはならない。

(a)　その出願が，第11条(5)に基づいて，2以上の意匠登録を求めて第11条(1)に基づきなされた出願から生じたものである場合，及び

(b)　補正の結果として，当該意匠の何れかの適用が意図された物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物と別の意匠の適用が意図された物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物とが生じ，それぞれ異なるクラスとなる場合

(4)　登録官は，登録官の懈怠によらない何らかの誤りを自発的に補正する義務を負わない。

(5)　登録官が自発的に何らかの補正を行うことを提案する場合は，登録官は，その補正により影響されると思われるすべての者に当該提案の通知をなし，かつ，補正をする前にその者に聴聞を受ける機会を与える。

第 16 条　出願の審査

(1)　登録官は，意匠登録出願で取り下げられていない出願を，方式要件を満たすか否かを決定するために審査する。

(2)　登録官は，出願が方式要件を満たしていないと決定した場合は，出願人に通知し，登録官が決定する期間内に方式要件を満たすべく補正する機会を与える。

(3)　方式要件を満たしていないことが(2)にいう期間内に補正されない場合は，出願は取り下

げられたものとして扱われるが，登録官は次に基づき，出願を回復することができる。
(a) 所定の様式による出願の回復請求通知を出願人が提出すること
(b) 所定の手数料の納付，及び
(c) 登録官が課する条件を出願人が満たすこと
(4) 出願が回復した場合は，取下の結果出願人が失った権利又は救済手段は，出願人に復帰する。

第16A条　先の出願の出願日に出願されたとみなされる新規出願

(1) 第16条(1)に基づき意匠登録を求める出願(本条では先の出願という)を審査するに際し，登録官が先の出願は第11条(2)(c)及び(場合により)(4)(a)の方式要件の何れか又は両者を満たしていないと判断した場合は，登録官は，第16条(2)に基づく出願人への不遵守の通知の際に，出願人に対し第11条に基づく1又は複数の新規出願をすることにより不遵守を是正するよう求めることができる。
(2) (1)に基づく新規出願は次の場合はしてはならない。
(a) 先の出願に関して第14条に基づき取下げ通知が提出されている場合
(b) 先の出願が第16条(3)に基づき取り下げられたものとして扱われている場合
(c) 先の出願が第17条に基づき拒絶されている場合，又は
(d) 先の出願が第18条に基づき登録されている場合
(3) 登録官は，(2)に反してなされた如何なる新規出願も拒絶しなければならない。
(4) (1)に基づいてなされた各新規出願は，次の要件の全てが満たされている場合は，先の出願の出願日になされたものとみなされる。
(a) 新規出願が第11条の要件を満たしていること
(b) 新規出願が先の出願の出願人又は出願人の権原承継人によりなされていること
(c) 新規出願が先の出願において実質的に開示されていなかった事項を含んでいないこと

第 17 条　出願の拒絶

(1) 登録官は，
(a) 第 16 条に基づく自己による審査の後，かつ
(b) 方式要件を満たすべく補正する機会を出願人に与えた後に，
出願が方式要件を満たしていないと決定した場合は，意匠登録出願を拒絶することができる。
(2) 出願の文面において意匠が新規でない又は他の理由で登録できない場合は，登録官は，意匠登録出願を拒絶することができる。
(3) 登録官は，本条に基づく拒絶を出願人に通知する。

第 18 条　登録及び公告

第 17 条及び第 18A 条(3)に従うことを条件として，意匠登録出願が方式要件を満たすと登録官が決定した場合は，速やかに次を行う。
(a) 所定の詳細を登録簿に記載して意匠を登録する。
(b) 出願人又はその権原承継人の名称を，意匠の所有者として登録簿に記載する。
(c) 意匠が登録された時点で意匠の所有者である者に登録証を発行する。また
(d) 登録の通知及び意匠の表示を所定の方法で官報に公告する。

第18A条　公告の延期

(1)　出願人は，自己の意匠登録出願時に，意匠の第18条に基づく如何なる公告も当該出願の出願日後所定の期間延期するよう請求することができる。

(2)　(1)に基づく請求は，所定の方法により行い，所定の手数料を納付するものとする。

(3)　第18条の規定に拘わらず，登録官は，(1)にいう所定の期間の延期を求める(1)に基づく請求の対象である意匠について同条に基づく公告を延期する。

(4)　大臣は，登録意匠の第18条に基づく公告の延期及びそれに関連する事項を規定する規則を定めることができる。

第 19 条　方式審査のみが必要である

登録官は，意匠登録出願を受理するか否かを決定する際に，次を考慮又は考察する必要はない。

(a)　その意匠の登録可能性

(b)　出願人が出願で主張された優先権を有するか否か，又は

(c)　出願に意匠が正しく表示されているか否か

第 20 条　登録日

登録されるときの意匠は，その登録出願がなされた日から登録され，かつ，当該日は，本法の適用上，その登録日であるものとみなされる。

第 4 節　登録期間

第 21 条　最初の登録期間及び延長

(1)　意匠の最初の登録期間は，その意匠の登録日から 5 年である。

(2)　意匠の登録期間は，現行の登録期間が満了する前の所定期間後であって登録期間満了前に，登録官に延長を申請し，かつ，所定の延長手数料を納付することにより，第 2 期及び第 3 期の 5 年間ずつ延長することができる。

(3)　大臣は，登録の満了が差し迫っていること及びそれを延長できる方法について，現行の登録期間が満了する前に登録官が意匠の登録所有者に通知するための規則を定めることができる。

(4)　申請及び納付が現行の登録期間の満了前になされなかった場合は，意匠の登録は，その期間の満了をもって失効し，登録簿から削除される。

(5)　現行の登録期間の満了直後の所定期間内に，延長の申請がなされ，延長手数料及び所定の遅延手数料が納付された場合は，意匠登録は失効しなかったものとして扱われ，従って，

(a)　その期間中に所有者により又はその同意を得て意匠の権利に基づき又はこれに関連してなされた事項は，有効として扱われ，

(b)　登録が失効しなければ意匠の侵害を構成していたであろう行為は，侵害として扱われ，また

(c)　登録が失効しなければ第 4 部に基づく政府の役務のための意匠の使用を構成していたであろう行為は，その使用として扱われる。

(6) 大臣は，所定の条件に従うことを条件として，登録簿から削除された意匠登録の回復を規定する規則を定めることができる。

第 22 条　芸術作品等に関する例外

(1) 第 21 条の規定にも拘らず，登録意匠が，
(a) 登録された時点で，著作権法 2021 年に基づき著作権が存する芸術作品に関して対応する意匠であったこと，及び
(b) 当該作品の先行使用により，第 9 条(1)がなければ登録可能でなかったであろうこと，
が示された場合は，
当該作品の著作権満了の時期が，芸術作品対応でない場合に意匠登録が満了するであろう時期より早いときは，当該作品に対応する意匠登録期間は，その著作権の満了時に満了し，かつ，その後は延長することができない。
(2) 第 21 条の規定にも拘らず，第 10 条(1)により登録された意匠の登録期間は，原登録意匠の登録期間及びその登録延長期間の末日を超えて延長されない。

第 5 節　登録意匠における権利の決定手続

第 23 条　登録後の権利の決定

(1) 意匠が登録された後，その意匠における利害を有する又は主張する者は，裁判所に次の事項を決定するよう申請することができる。
(a) 真の意匠の所有者は何人か
(b) その意匠が，登録されたときの名義人の名称で登録されるべきであったか否か，又は
(c) その意匠における権利をその他の者に移転又は付与すべきか否か
裁判所は当該質問について決定しなければならず，かつ，決定を実施するのに適切とみなす命令を下すことができる。
(2) (1)を制限することなく，同項にいう命令には，次の指示の 1 以上を含めることができる。
(a) 出願人の名称を，意匠の所有者又は複数の意匠の所有者の 1 として登録簿に記載すること(その他の者を排除するか否かを問わない)
(b) 前記の者が意匠における権利を取得する要因となった取引を登録すること
(c) 意匠の使用のためのライセンスを付与すること，及び
(d) 意匠の登録所有者又はその意匠に何らかの権利を有する者が，命令における指示を実施するのに裁判所が適切とみなす行為を行うこと
(3) (2)(d)にいう指示を与えられた者が，命令の日から 14 日以内にその指示に従わなかった場合は，裁判所は，自己のため又は自己の申請に基づいて命令を下された者が裁判所に行った申請に基づいて，後者に対し，指示が与えられた者の代わりにその事柄を行うことを許可することができる。
(4) 本条に基づく申請が，当該意匠に関して第 18 条(c)にいう登録証の発行日から 2 年間の末日後になされた場合は，登録所有者が所有者として登録される権利がなかったという理由で，登録所有者からその他の者へ意匠における権利を移転するという如何なる命令も(1)に基づいて下されることはない。ただし，登録所有者が登録の時点又は(場合により)自己への意匠の移転の時点で，自己が所有者として登録される権利がないことを知っていたことが示さ

れる場合はこの限りでない。
(5) 申請の通知が最初に次の者に与えられない限り，裁判所は(1)に基づく如何なる命令も下さないものとする。
(a) 登録意匠の所有者，及び
(b) 登録意匠における権利を有するとして登録された各々の者で，申請の当事者でない者

第 24 条　第 23 条に基づく命令の第三者への効力

(1) 登録意匠を単数又は複数の者(本条では「前所有者」という)から 1 又は複数の者(前所有者を含むか否かを問わない)に移転せよとの命令が第 23 条(1)に基づき下された場合は，(2)に含まれる場合を除き，前所有者により付与又は創出されたライセンスその他の権利は，第 34 条及び当該命令の規定に従うことを条件として引き続き効力を有し，意匠が移転されるように命令された者(本条では「新所有者」という)により付与されたものとして扱われる。
(2) 登録意匠を(その意匠が所有者として登録される権利のない者の名義で登録されたという理由で)単数又は複数の前所有者から前所有者でない 1 又は複数の者に移転せよとの命令が下された場合は，その意匠におけるライセンスその他の権利は，当該命令の規定及び(3)に従うことを条件として，その者が意匠の新所有者として登録された時点で失効する。
(3) (2)にいう命令が下され，かつ，命令が下されることとなった言及の詳細が登録簿に記入される前に，前所有者又はライセンシーが，
(a) ある行為がなされた時点で言及の詳細が登録されていれば，意匠の侵害を構成したであろう行為を善意で実行した場合，又は
(b) その行為を実行するために実際上のかつ真摯な準備を善意で行った場合は，
その前所有者又はライセンシーは，所定の期間内に新所有者に請求を行って，その行為を引き続き行うか又は場合によりその行為を行うためのライセンス(排他的ライセンスでない)を付与される権利を有する。
(4) (3)に基づくライセンスは，適切な期間にわたり，適切な条件に従うものとする。
(5) 登録意匠の新所有者又は(3)に基づきライセンスを付与される権利を有すると主張する者は，裁判所に次の事項の決定を求める申請をすることができる。
(a) その者にそのように権利が与えられること，又は
(b) 付与された当該ライセンスの期間又は条件は適切であること
(6) 裁判所は，(5)に基づく決定を行うものとし，また次を行うことができる。
(a) 適切とみなす条件で，かつ，適切とみなす期間についてライセンスの付与を命令すること，又は
(b) ライセンスの期間又は条件を変更すること

第 25 条　裁判所の命令により付与されるライセンス

第 23 条(1)又はライセンス付与に関して第 24 条(6)に基づき下された命令は，施行のその他の方法を損なうことなく，登録意匠の登録所有者及びその他の必要な全当事者が作成した，当該命令に従ってライセンスを付与する旨の法律文書と同様の効力を有する。

第 6 節　登録の放棄及び取消

第 26 条　登録の放棄

(1)　意匠の登録は，その意匠が登録された物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物の全部又は一部に関して，登録意匠の所有者が放棄することができる。
(2) 大臣は，
(a) 放棄の方法及び効力に関し，かつ
(b) その意匠における権利を有する他の者の利益を保護するために，
規則を定めることができる。

第 27 条　登録の取消

(1)　意匠が登録された後いつでも，利害関係人は登録官又は裁判所に対し，その意匠はその登録日付において新規でなかったという理由又は登録官がその意匠の登録を拒絶することができたであろうその他の理由で，意匠の登録の取消を申請することができる。また登録官は，申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。
(2)　意匠が登録された後いつでも，利害関係人は登録官又は裁判所に対し，次の理由でその意匠の登録の取消を申請することができる。
(a)　その意匠が登録された時点で，著作権が存する芸術作品に関して対応する意匠であったこと，及び
(b) その登録意匠における権利が第 22 条(1)に従って満了していること
また，登録官は，申請に基づいて適切とみなす命令を下すことができる。
(3)　意匠に関する訴訟手続が裁判所において係属中の場合は，その登録の取消申請は裁判所にしなければならない。
(4)　意匠の登録取消申請が登録官になされた場合は，登録官は，いつでも当該申請を裁判所に付託することができる。
(5) 登録官に対する意匠の登録取消申請は，所定の方法で行い，所定の手数料を納付する。
(6) 取消は，次の日から有効となる。
(a) (1)に基づく取消の場合は，登録日，及び
(b) (2)に基づく取消の場合は，登録意匠における権利が満了した日
(7)　大臣は，登録官に対する取消手続及びそれに関する事項を規定する規則を定めることができる。

第 7 節　雑則

第 28 条　情報についての権利

(1)　意匠の登録後，かつ，所定の方法で何人かが書面による請求を提出し，所定の手数料を納付した場合は，登録官は，請求に明記されるように，その意匠(意匠の表示又は見本を含む)の登録出願に関して次のことを行うが，ただし，所定の条件に従うものとする。
(a) 請求をなした者に所定の情報を与えること，及び
(b) その者に所定の書類の閲覧を許可すること
(2)　所定の情報又は書類に関する請求を登録官が拒否することができるようにする規則を定

めることができる。
(3) 意匠登録の通知が第 18 条に基づき公告されるまで，その登録出願を構成する又はこれに関する情報又は書類は，所有者又は場合により出願人の同意なく，登録官が何人かに公表又は知らせることはない。
(4) (3)は，登録官が意匠登録出願に関する所定の情報を他の者に公表又は知らせることを妨げるものではない。
(5) ある者が次の通知，すなわち，意匠登録出願がなされた旨及びその意匠が登録されたときに，その者が通知に明記された行為をなせば出願人はその者を提訴する旨の通知を受けた場合は，その者は，(1)に基づく請求をなすことができる。
(6) 登録官は，その意匠が登録されていなくても，出願人の同意なく，(1)に基づく請求を認めることができる。

第 29 条　一定の意匠の秘密保持に関する規定
(1) 意匠登録出願がなされ，その意匠が大臣により防衛目的について関連すると通知される種類の 1 であると登録官がみなす場合は，登録官は，次を禁じる又は制限する指示を与える。
(a) その意匠に関する情報の公告，又は
(b) 指示に明記する者又はその種の者に対する当該情報の通知
(2) 指示が与えられた場合は，当該指示の有効期間中は次のものを登録局における一般閲覧に供さないようにする規則を定めることができる。
(a) その意匠の表示，及び
(b) 登録出願を裏付けるために提出された証拠
(3) 登録官の指示を遵守しない者は有罪とし，5,000 ドル以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。
(4) 指示が有効な場合は，出願は，
(a) 第 16 条にいう方式要件が満たされた後に一時棚上となり，かつ
(b) 第 18 条の規定にも拘らず，その指示が(5)(d)に基づき取り消されるまで，同条に従って処理されない。
(5) 登録官が指示を与えた場合は，大臣に出願及びその指示を通知し，それに基づいて次の規定が有効となる。
(a) 大臣は，意匠の公告がシンガポールの防衛を損なうか否かを検討すること
(b) 大臣は，意匠の表示又は(2)(b)にいう証拠を随時閲覧することができること
(c) 何れかの時点で意匠を検討した場合に，意匠の公告はシンガポールの防衛を損なわない又はもはや損なわないと大臣がみなす場合は，その旨の通知を登録官に行うことができること，及び
(d) その通知を受領した場合は，登録官は，指示を取り消すものとし，適切とみなす条件(もしあれば)に従うことを条件として，登録出願に関連して本法により又はこれに基づいてなすことを要求される又は許可されることを行う時期を，その時期が先に満了したか否かに拘らず，延長することができること
(6) 次の場合，すなわち，
(a) 意匠登録出願に関連して本条に基づき与えられた指示が取り消された場合，
(b) その意匠が登録された場合，及び

(c) その指示が有効であった間に出願人が困苦を被ったと大臣がみなす場合は，
大臣はすべての関連の状況を考慮して適切とみなす納付(もしあれば)を，出願人に対する補償の形で行うことができる。
(7) 本条の何れの規定も，意匠登録出願に関する本条に基づく指示がなされるべきか，補正されるべきか又は取り消されるべきか否かに関する助言を得る目的で，当該意匠に関する情報を政府省庁又は当局へ開示することを妨げるものではない。

第 3 部　登録意匠における権利

第 1 節　登録意匠の登録所有者の権利

第 30 条　登録により与えられる権利

(1) 本法に基づく意匠の登録は，登録所有者に対し次の排他的権利を与える。
(a) 次のものを，販売若しくは賃貸のため又は取引若しくは事業目的での使用のために，シンガポールにおいて製造し又はシンガポールに輸入すること
(i) 意匠登録の対象となっており，かつ，当該意匠又はその意匠と本質的に異ならない意匠が適用されている物品，又は
(ii) 非物理的製品(意匠登録の対象となっており，かつ，当該意匠又はその意匠と本質的に異ならない意匠が適用されている非物理的製品)を投影するための物品
(b) 次のものをシンガポールにおいて販売し，賃貸し又は販売若しくは賃貸のための申出をし若しくは陳列すること
(i) 意匠登録の対象となっており，かつ，当該意匠又はその意匠と本質的に異ならない意匠が適用されている物品又は非物理的製品，又は
(ii) (i)にいう非物理的製品を投影するための物品
(2) 本法の適用上，登録意匠における権利は，登録所有者の同意なしに，かつ，その登録が有効な間に，次を行う者により侵害される。
(a) (1)により登録所有者の排他的権利である何かを行うこと
(b) (1)にいう物品をシンガポール又はその他の場所で製造することができるようにするために何らかの物を製造すること
(c) 組み立てられた物品に関して行われていれば，その意匠の侵害を構成するであろうキットに関して何かを行うこと，又は
(d) 組み立てられた物品が(1)にいう物品であれば，キットをシンガポール又はその他の場所で製造又は組み立てることができるようにするために何かを行うこと
(3) (2)において，「キット」とは，物品に組み立てられることを意図した構成部品の完全な又は実質的に完全なセットを意味する。
(4) 登録所有者が複数いる場合の登録意匠に(2)を適用する場合は，登録所有者とは次であると解釈される。
(a) 何らかの行為に関しては，第 33 条又は何らかの合意により当該行為をなす権利を与えられた単数又は複数の登録所有者，及び
(b) 何らかの同意に関しては，第 33 条又は何らかの合意により当該同意を与える適切な者である単数又は複数の登録所有者
(5) 本法の適用上，登録意匠における権利は，次によっては侵害されない。
(a) 私的で非商業的な目的で何らかの行為をなすこと，又は
(b) 評価，分析，研究又は指導の目的で何らかの行為をなすこと
(6) 登録意匠における権利は，第 2 条(1)における「意匠」の定義の(b)又は(c)により，その意匠が登録可能であるか否かを決定する際に考慮されないその意匠の特徴の複製によっては侵害されない。
(7) 登録意匠における権利は，次の事項により侵害されることはない。

(a) 次のものの輸入，販売，賃貸又はその販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列
(i) 当該意匠が適用されている物品であって，シンガポール国内か他所かを問わず登録所有者により若しくはその同意(条件付か否かを問わない)を得て市場に投入されているもの，又は
(ii) 非物理的製品(意匠が適用されている非物理的製品)を投影するための物品であって，シンガポール国内か他所かを問わず登録所有者により若しくはその同意(条件付か否かを問わない)を得て市場に投入されているもの，又は
(b) 意匠が適用されている非物理的製品であって，シンガポール国内か他所かを問わず登録所有者により又はその同意(条件付か否かを問わない)を得て市場に投入されているものの販売，賃貸又はその販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列

第 30A 条　権利の部分放棄の登録
(1) 意匠の出願人又は意匠の登録所有者は，意匠の特定の特徴に関して権利の部分放棄をすることができる。
(2) 意匠の登録が権利の部分放棄の対象となる場合，第 30 条により与えられる権利は，それに応じて制限される。
(2A) 意匠の出願人又は意匠の登録所有者が，
(a) 2022 年 5 月 26 日前の何れかの時点で，及び
(b) 本法及び本法に基づき定められる規則の要件を満たしている出願，請求その他書類において，
意匠の特定の特徴に関して権利の部分放棄をした場合
(c) 当該権利の部分放棄を行った日に(1)が有効であったものとして，権利の部分放棄に関して適用され，また
(d) (2)は，当該意匠の登録に関して適用され，かつ，(権利の部分放棄が 2022 年 5 月 26 日前の日から適用されるべきであった場合)権利の部分放棄の適用が開始される日から当該登録に関して常に適用されたものとみなされる。
(2B) ただし，(2A)は，次には適用されず，また，影響を与えると解釈してはならない。
(a) 2022 年 9 月 12 日前に，当該意匠に関して裁判所が下した決定又は判決，又は
(b) 当該意匠に関して 2022 年 9 月 12 日前に開始された，裁判所における訴訟手続
(3) 大臣は，権利の部分放棄の公表及び登録簿への記載について，第 75 条に基づく規則を制定することができる。

第 31 条　登録意匠の使用を継続する第三者の権利
(1) 意匠の登録日の前に，ある者が，
(a) シンガポールにおいて善意である行為をなし，その行為がなされた時点で登録が有効であればその意匠の侵害を構成していたであろう場合，又は
(b) シンガポールにおいてその行為をなすために実際上のかつ真摯な準備を善意で行った場合は，
その者は，当該行為を続けるか又は場合により当該行為をなす権利を有する。
(2) 事業の過程で当該行為がなされたか又はその準備がなされた場合は，(1)により付与された権利を有する者は，

(a) その時点で当該事業のパートナーである者が当該行為をなすことを許可することができ，かつ
(b) その行為がなされた又は準備がなされた過程でその事業の当該部分を取得する者に対し，当該権利を譲渡することができ又は死亡のとき(又は法人では解散のとき)に移転することができる。
(3) (2)により付与される権利は，(1)にいう行為をなすためのライセンスを何人かに付与する権利を含まない。
(4) 物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品が，(1)により与えられた権利を行使して他人に処分された場合は，その他人又はその他人を介して権利主張する者は，物品，非物理的製品又は物品について，物品，非物理的製品又は物品が当該意匠所有者により処分されたと同様の方法で処分することができる。

第 2 節　財産の対象としての登録意匠

第 32 条　登録意匠の性質

(1) 登録意匠又はそれにおける権利は個人財産であり，他の個人財産と同様に譲渡又は移転することができる。
(2) 登録意匠又はそれにおける権利は，人格代表者の同意により付与することができる。
(3) 登録意匠の使用のためのライセンスを付与することができ，当該ライセンスが定める範囲まで，そのライセンスに基づきサブライセンスを付与することができる。
(4) そのライセンス又はサブライセンスは，
(a) 個人財産と同様に譲渡又は移転することができ，かつ
(b) 人格代表者の同意により付与することができる。
(5) (1)から(4)までは，本法に従うことを条件として効力を有する。
(6) 意匠若しくはそれにおける権利の譲渡又は登録意匠若しくはそれにおける権利に関する同意は，書面により，かつ，譲渡人又は場合により人格代表者により若しくはその代理で署名された場合を除き，有効ではない。
(7) (6)は，譲渡人又は人格代表者が法人である場合は，その印を押印することにより，満たすことができる。
(8) (6)及び(7)は，その他の譲渡に適用されるのと同様に，担保による譲渡にも適用される。
(9) 登録意匠又はそれにおける権利は，他の個人財産又は動産と同様の方法で担保権の対象となり得る。
(10) 登録意匠若しくはそれにおける権利又は登録意匠に関連する排他的ライセンスの譲渡により，譲受人又はライセンシーには，第 23 条又は第 36 条に基づき提訴する譲渡人又はライセンシーの権利を付与することができる。

第 33 条　登録意匠の共有

(1) 別段の趣旨の合意がある場合はそれに従うことを条件として，登録意匠に複数の登録所有者がいる場合は，その各々は，その意匠における権利について均等な未分割持分を所有する権原を有する。
(2) 本条及び別段の趣旨の合意がある場合はそれに従うことを条件として，登録意匠に複数

の登録所有者がいる場合は，その各々は，本人により又はその代理人を通じて，意匠に関して自己の利益のために，また他の者の同意又は他の者への説明の必要なく，他の場合なら意匠の侵害となるであろう行為をなす権利を有する。
(3) 別段の趣旨の合意があるときはそれに従うことを条件として，登録意匠について2以上の登録所有者がある場合は，如何なる登録所有者も他の所有者各々の同意なしに次のことをしてはならない。
(a) 意匠の使用についてライセンスを付与すること
(b) 意匠における何らかの権利を移転すること，又は
(c) 意匠における権利に係る自己の持分に担保設定すること
(4) (1)又は(2)の何れの規定も，死亡者の受託人又は人格代表者の相互の権利若しくは義務又はその権原による権利若しくは義務に影響を与えるものではない。

第 34 条　登録意匠に影響を与える取引の登録
(1) 次の者，すなわち，
(a) 登録可能な取引により登録意匠における利益を受ける権原があると主張する者，又は
(b) その取引により影響されると主張する者，
により登録官への申請がなされる場合は，取引の所定の詳細を登録簿に記載しなければならない。
(2) 次は，(1)に基づき登録可能な取引である。
(a) 登録意匠又はそれにおける権利の譲渡
(b) 登録意匠の使用のためのライセンス又はサブライセンスの付与
(c) 登録意匠又はそれにおける権利に対する担保権(固定か浮動かを問わない)の付与
(d) 登録意匠又はそれにおける権利に関連する人格代表者による同意の形成
(e) 登録意匠又はそれにおける権利の移転を命じる裁判所又は他の管轄当局の命令
(3) 登録可能な取引の所定の詳細を登録するための申請がなされるまで，その取引は，それを無視して登録意匠において対立する利益を得る者に対しては無効とする。
(4) 本法の規定にも拘らず，登録可能な取引により登録意匠の登録所有者又はライセンシーとなった者は，次についての権利は与えられない。
(a) 取引日から取引の所定の詳細の登録申請日までに起きた登録意匠の侵害に関する損害賠償又は利益の返還，又は
(b) 取引日から取引の所定の詳細の登録申請日までに起きた政府の役務のための意匠の使用に関する第 46 条に基づく補償
(5) 登録可能な取引に関する登録簿中の明細に付き修正，改変又は登録簿からの削除に関して規則により規定を定めることができる。

第 35 条　登録出願における権利
(1) 第 32 条，第 33 条及び第 34 条は，登録意匠に関して適用されるのと同様に，必要な修正を加えて意匠登録出願にも適用される。
(2) (1)の適用上，第 34 条にいう詳細の登録申請とは，登録申請に関する関連の取引，証書又は事由の詳細を所定の方法で登録官へ書面による通知を行うことと解釈する。

第 3 節　侵害訴訟手続

第 36 条　侵害訴訟手続

(1) 登録意匠の侵害は，登録所有者により提訴可能である。
(2) 本法の規定に従うことを条件として，裁判所が侵害訴訟手続において付与することのできる救済には，次を含む。
(a) 差止命令(裁判所が適切とみなす条件があればこれに従うものとする)，及び
(b) 損害賠償又は利益の返還の何れか
(3) 本法の規定に従うことを条件として，意匠の登録証が第 18 条に基づき発行された日より前に行われた登録意匠の侵害については，如何なる訴訟手続も提起することができない。

第 37 条　共同所有者による侵害訴訟手続

(1) 別段の趣旨の合意があればこれに従うことを条件として，ある登録意匠の登録所有者が複数いる場合は，その各々が意匠の侵害について訴訟手続を提起することができる。
(2) 本条によりある登録所有者が提起する訴訟手続において，その他の登録所有者は当該訴訟手続の当事者になるものとするが，他の登録所有者が被告となった場合は，その訴訟手続に参加しない限り経費又は費用負担の義務を有さない。

第 38 条　排他的ライセンシーによる侵害訴訟手続

(1) 登録意匠に基づく排他的ライセンスの所有者は，ライセンス付与日の後に行われた意匠の侵害に対する訴訟手続を提訴する登録所有者と同一の権利を有するものとし，侵害に関する本法の規定における登録所有者への言及は，相応に解釈される。
(2) 排他的ライセンシーが提起した侵害訴訟手続において損害賠償を裁定する場合は，裁判所は，その侵害の結果排他的ライセンシーが被った又は被る可能性のある損失のみを考慮に入れることができる。
(3) 排他的ライセンシーが提起した侵害訴訟手続において利益の返還の命令を下す場合は，裁判所は，侵害から派生する利益であって排他的ライセンシーの権利の侵害に起因するもののみを考慮に入れることができる。
(4) 排他的ライセンシーが提起した何れかの侵害訴訟手続において，登録所有者は訴訟手続の当事者になる必要はなく，登録所有者が被告となった場合は，その訴訟手続に参加しない限り経費又は費用負担の義務を有さない。

第 39 条　損害賠償又は利得の回復に関する一般的制限

(1) 侵害訴訟手続において，裁判所は，侵害の日において当該意匠が登録されたことに気付いておらず，そう信じる適切な理由がなかったことを証明する被告に対しては，損害賠償の裁定もせず，利益の返還の命令も下さない。
(2) (1)の適用上,「登録済」の語又は意匠が登録されていることを表す語又は略語が，物品，非物理的製品若しくは非物理的製品を投影するための物品又は物品，非物理的製品若しくは非物理的製品を投影するための物品に付随する印刷物に適用されていたという理由のみで，ある者が当該意匠は登録されたことに気付いていた又はそう信じる適切な理由があったとはみなされない。ただし，意匠の登録番号が語又は略語に付随していた場合は，この限りでな

い。

第 40 条　引渡し命令

(1) 登録意匠の侵害訴訟手続の被告が,

(a) 当該意匠に関連する侵害物品,

(b) 主として侵害物品を作るために使用される物で，被告が侵害物品を作るために使用していることを知っている又は使用することを知るに足る十分な理由があるもの,

を所有している場合は，裁判所は，第 36 条に基づき付与される救済に加えて，当該物品又は物を原告に引き渡すよう命令することができる，又は

(c) 当該意匠に関する侵害物品

裁判所は，第36条に基づき付与される救済に加えて，当該物品，物又は侵害物品を原告に引き渡すよう命令することができる。

(2) 裁判所が第 41 条に基づく命令を下す又は下す理由があると裁判所がみなす場合を除き，如何なる命令も本条に基づいて下すことができない。

(3) 本条に基づき下される命令の履行において何れかの物品，物又は侵害物品が引き渡された者は，第 41 条に基づく命令が下されないときは，同条に基づいて命令が下される又は命令を下さないという決定があるまで，これを留保する。

(4) 本条及び第 41 条において，登録意匠に関して，その意匠又はそれと実質的に変わらない意匠が物品に適用されており，かつ，次の場合はその物品は「侵害物品」である。

(a) 意匠の物品への適用が当該意匠の侵害であった場合

(b) 意匠を侵害するような方法で，物品がシンガポールに輸入される場合，又は

(c) 意匠を侵害するような方法で，物品がシンガポールにおいて販売され，賃貸され又は販売若しくは賃貸のために申し出され若しくは陳列される場合

(5) 本条及び第41条において，登録意匠に関して侵害物品とは，次に該当する場合は，非物理的製品を投影したものである。

(a) 意匠又は当該意匠と本質的に異ならない意匠が非物理的製品に適用されている場合，及び

(b) 次の何れか又は両方が適用される場合

(i) 物品が意匠を侵害するような方法でシンガポールにおいて製造されているか又はシンガポールに輸入されていること

(ii) 物品が意匠を侵害するような方法でシンガポールにおいて販売され，賃貸され又は販売若しくは賃貸のための申出若しくは陳列がされていること

第 41 条　処分命令

(1) ある侵害物品，物又は侵害物品が第 40 条に基づき下された命令の履行において引き渡された場合は，次のことを求める申請を裁判所に行うことができる。

(a) 裁判所が適切とみなす者にそれを破棄させるか，没収させる命令，又は

(b) その命令を下すべきでないとする決定

(2) もしあれば，何れの命令を下すかを決定する際に，裁判所は次を考慮に入れる。

(a) 侵害訴訟手続で利用することができるその他の救済が，原告を補償しその利益を保護するのに適切であるか否か，及び

(b) 原告に不利に影響するような方法で，侵害物品，物又は非侵害物品を処分していないことを確認する必要性
(3) 裁判所は，その物品，物又は侵害物品に利害を有する者に対する通知の送達に関して指示を発する。
(4) 物品，物又は侵害物品に利害を有する者は，次の権利が与えられる。
(a) 通知が送達されたか否かに拘らず，本条に基づく命令のために訴訟手続に出頭する権利，及び
(b) 訴訟手続に出頭したか否かに拘らず，下された命令に対して上訴する権利
(5) 本条に基づき下された命令は，上訴通知をなすことができる期間の終了まで又は当該期間の終了前に上訴通知が正当に与えられた場合は上訴手続の最終決定若しくは放棄までは，発効しない。
(6) 物品，物又は侵害物品に利害を有する者が複数いる場合は，裁判所は，当該物品，物又は侵害物品を売却又は別途処理し，利益を分割するよう命じることができ，裁判所が適切とみなすその他の命令を下すものとする。
(7) 裁判所が，本条に基づき如何なる命令も下すべきでないことを決定した場合は，引渡し前に当該物品，物又は侵害物品を所有していた者は，その返還を受ける権利が与えられる。

第 42 条　非侵害に関する宣言
ある行為が登録意匠の侵害を構成していない又はある提案された行為が侵害を構成しないであろうとの宣言は，次が証明された場合は，その行為をする又はすることを提案する者と登録所有者との間の訴訟手続において，登録所有者により別段の趣旨の主張がなされていないにも拘らず，裁判所がなすことができる。
(a) その者が書面により登録所有者に対し，主張された宣言の効力の書面による承認を申し入れ，問題となっている行為の書面による完全な詳細を提供したこと，及び
(b) 登録所有者がその承認を与えることを拒否し又は怠ったこと

第 43 条　登録の有効性が争われたことの証明書
(1) 裁判所又は登録官における訴訟手続において，意匠の登録の有効性が争われた場合，かつ，裁判所又は登録官がその意匠は有効に登録されていると認めた場合は，裁判所又は登録官は，その認定及び登録の有効性が争われたという事実を証明することができる。
(2) (1)により証明書を与え，その後の裁判所又は登録官への意匠の侵害訴訟手続又は意匠登録の取消を求める手続において，
(a) 登録の有効性に再び疑義が唱えられた場合，及び
(b) 登録所有者は，以前の手続で証明された登録の有効性に依拠して自己に有利な最終命令又は判断を得た場合は，
登録所有者は，裁判所又は登録官が別段の指示をしない限り，事務弁護士と依頼人の間でかかった自己の費用を回収する権利を有する。
(3) (2)は，当該訴訟手続の上訴費用には及ばない。

第 44 条　侵害訴訟手続の根拠のない脅迫に対する救済
(1) ある者(登録意匠又は意匠登録出願に権利を有するか又は利害を有するか否かを問わな

い)が，登録意匠の侵害訴訟手続をもって他の者を脅迫する場合は，それによって被害を受ける者は，脅迫した者に対して本条に基づく救済を求めて提訴することができる。
(2) 適用されうる救済は，
(a) 脅迫は不当である旨の宣言，
(b) 脅迫の継続に対する差止命令，及び
(c) 脅迫により被った損害に関する損害賠償，
であり，原告はその救済の権利を与えられるが，ただし，
(d) 被告が，訴訟手続をとるという脅迫の対象となった当該行為は，意匠の侵害を構成すること又は実行されたなら侵害を構成するであろうことを証明した場合，及び
(e) 原告が，当該意匠の登録が無効である旨の申立を怠った場合は，
この限りでない。
(3) 何かを作ること又は輸入することで成り立つと主張される侵害に対して訴訟手続を提起するという脅迫に関しては，本条に基づき訴訟手続を提起することができない。
(4) 本条の適用上，意匠が登録された旨の通知はそれ自体，本条の意味における手続の脅迫を構成しない。
(5) 本条の何れの規定も，法廷弁護士及び事務弁護士に対し，依頼人のためにその職業資格で自己がなす行為に関して，本条に基づく訴訟の責任を負わせるものではない。

第 4 部　登録意匠の政府による使用

第 45 条　登録意匠の政府による使用

(1) 本法の如何なる規定にも拘らず，政府及び政府により書面で許可された者は，第 46 条に基づく政府の役務のため，如何なる登録意匠も使用することができる。

(2) (1)に基づく政府の許可は，

(a) その意匠の登録の前又は後に与えることができ，

(b) 許可の対象となる行為がなされる前又はなされた後に与えることができ，また

(c) 登録所有者により直接又は間接に意匠の使用が許可されたか否かに拘らず，何人にも与えることができる。

(3) (1)を制限することなく，次のための意匠の使用，すなわち，

(a) 政府とシンガポール以外の他の国又は地域の政府との協定又は取決めの履行において，

(i) その国の防衛のため，又は

(ii) 防衛問題に関して，その政府がシンガポール政府との協定又は取決めの当事国である他の国の防衛のため，

に必要な物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品を当該の国に供給するための使用，又は

(b) 国連又は国連のある機関の決議の履行において行動している軍隊に必要な物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品を国連又は国連に属する国の政府に対して供給するための使用は，

政府の役務のための意匠の使用とみなされる。また，政府又は政府により意匠の使用を許可された者の権限は，次の権限を含む。

(c) 協定又は取決めの履行において政府又は当該機関へ物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品を販売すること，及び

(d) 本来政府役務用に意図された物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品であって，それらの製造目的での必要性がなくなったものを何人かに販売すること

(4) (1)を制限することなく，

(a) シンガポールの安全又は防衛を損なうことを防ぐため，

(b) 民間防衛法 1986 年に基づく非常事態又は民間防衛の非常事態中の，権限の行使及び民間防衛措置の実施を支援するため，又は

(c) 公共の非営利的な使用のために，

政府が必要又は適切とみなす目的での物品の使用は，政府の役務のためのその意匠の使用とみなされる。

(5) (1)により付与される権限の行使において販売された物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品の購入者及びその者を通じて主張する者は，その登録意匠における権利が政府のために保有されていたものとして物品，非物理的製品又は非物理的製品を投影するための物品を取り扱う権限を有する。

(6) 他の成文法の規定にも拘らず，(1)によりなされた意匠の使用に関連するひな形又は書類の複製又は公表は，著作権法 2021 年により書類に存する著作権又は集積回路配置設計法 1999 年による配置設計に存する権利の侵害を構成するとはみなされない。

第 46 条　政府による使用の条件

(1) 意匠が，登録所有者又はその者が権利を得る元となった者による直接又は間接の意匠の伝達の結果としてではなく，その登録日前に政府により又は政府のために利用されていた場合はその限りにおいて，第 45 条による意匠の使用は，登録所有者へのロイヤルティ又はその他の支払なく，行うことができる。

(2) 意匠がそのように利用されていなかった場合はその限りにおいて，その登録日後の何れかの時点で第 45 条により行われる又は(1)にいう伝達の結果行われる意匠の使用は，次の条件でなされるものとする。

(a) 使用の前又は後に，政府と登録所有者との間で合意された条件，又は

(b) その合意がない場合は，第 48 条に基づく付託において裁判所が決定する条件

(3) 意匠が本条に基づき使用された場合は，政府は，そうすることが公益に反すると政府がみなさない限り，登録所有者にその事実をできる限り早く伝え，意匠の使用に関して随時合理的に必要とする情報を提供する。

第 47 条　ライセンス等の規定が無効となる場合

次の者，すなわち，

(a) 政府又は第 45 条に基づき政府により許可された者，又は

(b) 政府の命令に関する登録所有者又は登録出願人，

により，政府の役務のためになされた登録意匠又は登録出願が係属中である意匠の使用に関連して，

(c) 登録所有者，出願人若しくはそれらの者から権利を得た者又はそれらの者が権利を得る元となった者と，

(d) 政府以外の者，

との間で，2000 年 11 月 13 日の前，当日又は後になされたライセンス，譲渡又は合意の規定は，その規定が次である限り，如何なる効力も有さない。

(e) その意匠又はそれに関連するひな形，書類又は情報の使用を制限又は規制する場合，又は

(f) その使用に関する又はそれに照らして算出された支払を規定する場合

第 48 条　紛争の裁判所への付託

(1) 次に関する紛争は，紛争の何れかの当事者が裁判所に付託することができる。

(a) 政府又は政府により許可された者による，第 45 条により付与された権限の行使

(b) 政府の役務のための意匠の使用条件，又は

(c) 第 46 条(2)に基づき政府及び登録所有者の間で合意された条件による支払の一部を受け取る者の権利

(2) 政府が当事者である本条に基づく訴訟手続において，政府は，次をすることができる。

(a) 登録所有者が訴訟手続の当事者である場合は，本法に基づき登録が取り消され得る理由に基づき，意匠登録の取消を申請すること，又は

(b) 場合を問わず，その取消を申請せずに，その意匠の登録の有効性を争点とすること

(3) 政府の役務のための意匠の使用条件に関する政府と何人かとの間の紛争を本条に基づき決定する際に，裁判所は，その者又はその者が権利を得る元となった者がその意匠に関して

政府から直接又は間接に受領し得た又は受領する権原のある利益又は補償を考慮する。
(4) 登録意匠の2以上の登録所有者の1は，他の者の同意なしに，本条に基づき裁判所に紛争を付託することができるが，他の者が訴訟手続の当事者とならない限り，そうしてはならない。ただし，被告となった他の者の何れも，その訴訟手続に参加しない限り，経費又は費用負担の義務を有さない。

第 5 部　管理及びその他の補足規定

第 1 節　登録官

第 49 条　意匠登録官及びその他の職員

(1) 意匠登録局を統括管理する 1 の意匠登録官を置く。
(2) 登録官の統括管理に従うことを条件として，第 50 条に基づく登録官の権限以外の本法に基づく登録官のすべての権限及び機能を有する 1 又は複数の意匠副登録官を置く。
(3) 1 又は複数の意匠登録官補を置く。
(4) 本条に基づく登録官及び他のすべての職員は，大臣が任命する。

第 50 条　登録官による委任

(1) 登録官は，特定の事項又はある種の事項に関して，自ら認めた書面を以て，本法に基づく登録官のすべての又は何れかの権限又は機能を意匠登録官補，何れかの職員又は所定の事項又はある種の事項について関連する資格又は経験を有する者に委任することができ(ただし，この委任の権限は除く)，委任状に明記された事項又はある種の事項に関して，受任者が委任された権限及び機能を行使することができるようにする。
(2) 本条に基づく委任は，任意に撤回が可能であり，如何なる委任も，登録官又は意匠副登録官の権限又は機能の行使を妨げるものではない。
(3) (1)にいう関連する資格又は経験を有する者は，委任された権限及び機能を行使する時，刑法 1871 年に従うことを条件として公務員とみなされる。

第 51 条　意匠登録局

本法の適用上，1 の部局を設置し，意匠登録局として周知させる。

第 52 条　登録局の印章

登録局の印章を備え置き，その印章の印影は，司法上認められる。

第 2 節　登録簿

第 53 条　意匠登録簿

(1) 登録官は，意匠登録簿として知られる登録簿を管理する。
(2) 本法に従って，登録簿には次を記入する。
(a) 登録意匠の詳細。登録日を含む。
(b) 登録所有者の名称
(c) 登録意匠及び意匠登録出願における権利に影響を与える取引の詳細，及び
(d) 登録官が適切とみなす他の事項
(3) 黙示又は擬制の如何なる信託通知も登録簿に記載しないものとし，登録官は，その通知によって影響されない。
(4) 明示された信託又は明示された信託の受益者の通知又はそのいずれの通知も登録簿に記載することができる。

(a) 登録官は，登録簿に記載された如何なる信託通知によって影響されない。
(b) 疑義を避けるために，登録簿への通知の記載を怠ったときも，信託に基づく権利又は義務に影響しない。
(5) 登録簿は，コンピュータを使用して全部又は一部を調製することができる。
(6) 登録簿を調製する目的でコンピュータを使用してなした特定の又はその他の事項の記録は，登録簿の記入事項とみなされる。

第 54 条　登録簿の更正

(1) 裁判所は，被害者の申請があれば，登録簿への記入又は変更若しくは削除により，登録簿を更正するよう命じることができる。
(2) 本条に基づく手続において，裁判所は登録簿の更正に関連して決定することが必要又は適切とされる疑義を決定することができる。
(3) 登録官は，登録簿の更正を求める裁判所命令の通知を受領した場合は，登録簿を相応に更正する。
(4) 本条に基づく登録簿の更正は次のような効力を有するが，何れの場合も，裁判所が別段の指示を与える場合を除く。
(a) なされた記載は，記載がなされるべきであった日から有効である。
(b) 変更された記載は，当初からその変更された様式で記載されていたのと同様の効力を有する。また
(c) 削除された記載は，全く効力を有さなかったものとみなされる。

第 55 条　登録簿の閲覧及び抄本

(1) 登録簿は，何人も，登録局の就業時間内に何人も閲覧のために登録局において利用することができる。
(2) 登録簿又はその一部がコンピュータを使用して調製されている場合は，登録簿又はその一部の閲覧を希望する者は，コンピュータ端末へのアクセスが認められ，そこから登録簿又はその一部に記録された詳細又はその他の事項を画面上で読むか，その印刷された写しを入手することで，(1)は履行される。
(3) 登録簿の記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請する者は，所定の手数料を納付すれば，その謄本又は抄本を入手する権利を有する。
(4) 文書形式以外の形で保管されている登録簿の部分に関して，(3)により付与された謄本又は抄本への権利は，持ち出し可能な様式による謄本又は抄本に対する権利である。
(5) 本条において，「認証謄本」及び「認証抄本」とは，登録官が認証した謄本及び抄本を意味する。

第 3 節　登録官の権限

第 56 条　登録官に対する手続の費用

(1) 登録官は，本法に基づく自己に対する手続において，適切とみなす費用を命令により何れかの当事者に裁定し，その支払方法及び支払当事者を指示することができる。
(2) 登録官による費用又はその一部の査定についての規則を定めることができる。

(3) 費用を得ること又は費用の査定を受けることを希望する当事者は，規則に従って登録官に申請することができる。
(4) ある当事者が他の当事者の費用を支払うよう命じられた場合は，その費用は，管轄権を有する裁判所において，最初の当事者が他の当事者に支払うべき債務として回収することができる。

第 57 条　登録簿の訂正
(1) 登録官は，本条及び第 74 条(2A)の規定に従って，登録簿における誤記を訂正することができる。
(2) 訂正は，利害関係人が作成した書面による請求に基づいて又は登録官が自発的に本条に基づいてなすことができる。
(3) (2)にいう請求は，所定の様式によってなし，所定の手数料を添えるものとする。
(4) 登録官は，自己の懈怠によらない誤記を自発的に訂正する義務はない。
(5) 登録官が自発的に何らかの訂正を提案した場合は，その訂正により影響されると思われるすべての者に当該提案を通知して，訂正を行う前に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

第 58 条　登録官の権限
登録官は，本法の適用上，次を行うことができる。
(a) 証人を召喚すること
(b) 口頭その他を問わず宣誓の上，証拠を受領すること，及び
(c) 書類，物品又は非物理的製品を投影するための物品の提出を要求すること

第 59 条　召喚に応じないことは犯罪である
(1) 登録官の前に証人として出頭することを召喚された者は，合法的な免責事由なく，召喚状に従って出頭することを怠ってはならない。
(2) 登録官により書類，物品又は非物理的製品を投影するための物品の提出を要求された者は，合法的な免責事由なく，その書類，物品又は装置の提出を怠ってはならない。
(3) (1)又は(2)に反した者は有罪とし，2,000 ドル以下の罰金若しくは 3 月以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。

第 60 条　証拠を提出しないことは犯罪である
(1) 登録官の前に出頭した者は，合法的な免責事由なく，宣誓すること若しくは確約を与えること又は登録官により提出若しくは応答を要求されている書類，物品若しくは非物理的製品を投影するための物品を提出すること又は質問に応えることを拒否してはならない。
(2) (1)に反した者は有罪とし，2,000 ドル以下の罰金若しくは 3 月以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。

第 61 条　公的な行為に関する庁又は登録官の免責
庁，登録官又は登録官の権限に基づき行為する何人も，
(a) 本法又はシンガポールが当事国である条約，協定，取決め若しくは約定に基づき登録された意匠の登録の有効性を保証するとはみなされない。

(b) 本法又は当該条約，協定，取決め又は約定により要求又は許可される審査又はその審査の結果である報告その他の手続を理由に又はこれに関連して何ら責任を負うことはない。

第 62 条　登録官の決定又は命令に対する上訴

(1) 本法に基づき定められた規則に規定する場合を除き，本法に基づく登録官の決定又は命令は，裁判所へ上訴することができる。

(2) 意匠登録出願に関する本法に基づく上訴は，裁判所が別段の指示を与えない限り，非公開で審理される。

(3) 本法に基づく登録官の決定又は指令に対する上訴に関する裁判所の決定に対する上訴は，上訴裁判所に提起することができないが，上訴の許可を上訴裁判所が与えた場合はその限りではない。

(4) 本条において

「上訴裁判所」とは，最高裁判所法 1969 年第 29C 条により(3)の上訴を提起する裁判所をいう。

「決定」とは，本法により又は本法に基づき登録官に付与された裁量の行使においてなされた行為を含む。

第 63 条　裁量権の行使

本法により裁量権が登録官に与えられた場合は，登録官は，その決定により不利な影響される虞のある者に聴聞の機会を与えずに，その権利を行使することはできない。

第 4 節　登録局の就業時間

第 64 条　就業時間及び非就業日

(1) 登録官は，次の事項を指定する実施指針を発行することができる。

(a) 登録局の就業時間，及び

(b) 非就業日として扱う日

(2) 大臣は，次の時に本法に基づき業務を行うことの効果を規定することができる。

(a) 何れかの日の登録局の就業時間後，又は

(b) 非就業日である何れかの日

(3) (1)及び(2)の適用上，異なる種類の業務について，

(a) 異なる就業時間を指定することができ，

(b) 異なる非就業日を指定することができ，かつ

(c) 次の時に行う業務の異なる効果を規定することができる。

(i) 登録局の就業時間外，又は

(ii) 非就業日

第 5A 部　ハーグ協定のジュネーヴ改正協定等

第 64A 条　ハーグ協定のジュネーヴ改正協定等に効力を付与する規定を策定する権限

(1)　大臣は，ハーグ協定のジュネーヴ改正協定又はシンガポールが締約国である意匠に関するその他の条約，協定，協約若しくは契約の規定にシンガポールにおける効力を与える規則を策定することができる。

(2)　(1)を制限することなく，特に次の事項を規定する規則を策定することができる。

(a)　登録局を通じて国際登録出願をするのに従うべき手続

(b)　国際登録出願が効力を生じない又は失う場合に従うべき手続

(c)　意匠が登録される国としてシンガポールを指定する好結果の国際登録出願の効果

(d)　国際事務局への情報通信，及び

(e)　国際登録出願，訂正及び更新に関する手数料(送付手数料を含む)の納付並びに所定額

(3)　国際意匠(シンガポール)に関して，第 44 条並びに第 4 部及び第 6 部を適用する規定を規則において規定することもできる。

(4)　本条において，

「ハーグ協定のジュネーヴ改正協定」とは，意匠の国際登録に関するハーグ協定の，1999 年 7 月 2 日にジュネーヴにおいて署名された法律をいう。

「国際意匠(シンガポール)」とは，次をいう。

(a)　ハーグ協定のジュネーヴ改正協定に基づいてシンガポールにおける保護を与えられた意匠，又は

(b)　大臣が国際意匠(シンガポール)として規定した意匠

「国際登録」とは，ハーグ協定のジュネーヴ改正協定に従い有効となった工業意匠の国際登録をいう。

第 6 部　犯罪

第 65 条　登録簿等の偽造

次の者，すなわち，

(a) 登録簿に虚偽の記入をした又はさせた者，

(b) 登録簿の記入事項の写しとなることを意図した何らか虚偽の物を作成した又はさせた者，又は

(c) (b)にいう物を提出した，提供した又は証拠として提出又は提供させた者は，

記載又は場合により物が虚偽であると知っている又はそう信じる理由がある限り，有罪とし，50,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。

第 66 条　意匠が登録された旨の虚偽の表示

(1) 自己が有償で処分する物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物に適用された意匠がその物品，非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物に関して登録済である旨の虚偽の表示をする者は，有罪とし，10,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁又はこれらを併科する。

(2) (1)の適用上，

(a) その物品に適用された意匠がその物品に関して登録されていることを明示又は暗示する何かを物品に押印，刻印，銘記その他の方法で適用する者は，その物品に適用された意匠がその物品に関して登録されていることを表示しているとみなされる。また

(b) ある者が次に該当する場合は，その者は，非物理的製品に適用された意匠が当該非物理的製品に関して登録されていることを表示しているとみなされる。

(i) 非物理的製品に適用された意匠が当該非物理的製品に関して登録されていることを明示又は暗示する何かが非物理的製品に適用されている場合，又は

(ii) 非物理的製品に適用された意匠が当該非物理的製品に関して登録されていることを明示又は暗示する何かが非物理的製品を投影するための物品に押印，刻印，明記その他の方法で適用されている場合

(c) 組物に適用された意匠が当該組物に関して登録されていることを明示又は暗示する何かを印，刻印，銘記その他の方法で当該組物又は当該組物の一部(当該組物の一部である非物理的製品を投影するための物品を含む)に適用する者は，物品及び非物理的製品の組物に適用された意匠が当該組物に関して登録されていることを表示しているとみなされる

(3) 登録意匠における権利が満了した後に次のことを行う者は有罪とし，10,000ドル以下の罰金若しくは12月以下の拘禁又はこれらを併科する。

(a) 意匠が適用された物品に，意匠には本法に基づく権利が存続しているとの暗示を与える何かを表示し又は当該物品にそのように表示させること

(b) 意匠が適用された非物理的製品に対し，意匠には本法に基づく権利が存続していることを暗示する何かを適用し又は適用させること，又は

(c) 非物理的製品（意匠が適用されている非物理的製品）を投影するための物品に，意匠には本法に基づく権利が存続することを暗示する何かを表示し又は当該物品にそのように表示させること

第 67 条　パートナーシップ又は法人による犯罪

(1)　パートナーシップにより行われたと主張される本法に基づく犯罪に対する訴訟手続は，そのパートナーシップに対し，パートナーの名義ではなく企業の名義で提起するが，(3)に基づくパートナーの責任を損なわないものとする。

(2)　当該訴訟手続において有罪としてパートナーシップに課された罰金は，パートナーシップの資産の中から支払うものとする。

(3)　パートナーシップが本法に基づき有罪である場合は，犯罪について知らなかった又は犯罪の発生を防ぐことを試みたことが証明されるパートナー以外の各パートナーも有罪とし，それに対する手続の対象となり，相応に処罰される。

(4)　本法に基づき法人が行った犯罪が，その法人の取締役，管理職，秘書役その他同様の幹部又はそのような資格で行為することを意図していた者の同意又は黙認を得てなされたことが証明された場合は，本人及びその法人も有罪となり，それに対する訴訟手続の対象となって，相応に処罰される。

第 68 条　犯罪の示談

(1)　登録官又は登録官により書面で授権された者は，本法に基づく犯罪で示談可能な犯罪と定めるものを，その犯罪をしたことが合理的に疑われる者から以下の金額の少ない額を超えない金額を徴収することにより，自己の裁量で示談することができる。

(a) 違反行為について規定された罰金の最高額の 2 分の 1

(b) $5,000

(2) 庁は，大臣の承認を得て，私和可能な犯罪を規定する諸規則を制定することができる。

(3)　上記の金額が支払われた場合は，当該犯罪に関してその者に対する更なる訴訟手続はなされない。

(4) 本条に基づいて徴収された金額はすべて，統合資金へ納付される。

第 6A 部　国境当局による支援

第 1 節　序

第 68A 条　この部の解釈

この部において，文脈上他に要求されない限り，

「航空機」とは，輸出入規制法 1995 年第 2 条(1)と同一の意味を有する。

「授権職員」とは，次を意味する。

(a) 税関法 1960 年第 3 条(1)に規定する税関職員，又は

(b) この部により授権職員に付与及び賦課される権限を行使する及び義務を遂行するために，官報における通知により大臣が任命する職員又は当該階級若しくは等級の職員

「輸送機関」とは，輸出入規制法 1995 年第 2 条(1)と同一の意味を有する。

「長官」とは，税関法 1960 年第 4 条(1)に基づき任命される税関長官を意味する。

「通過中の商品」とは，シンガポール内で陸揚げされるか積み替えられるかを問わず，同一の又は別の輸送機関によって他の国に運送されるべき輸入商品を意味する。

「侵害訴訟」とは，登録意匠の侵害に対する訴訟を意味する。

「侵害物品」とは，登録意匠に係る物品であって，次の場合に，当該意匠又は当該意匠と本質的に異ならない意匠が適用されている物品を意味する。

(a) 物品が，登録所有者の同意なしに，かつ，意匠を侵害する方法でシンガポールにおいて製造された場合，又は

(b) 物品が，登録所有者の同意なしに，かつ，シンガポールにおいて製造されたならば意匠を侵害したであろう方法で他の国又は地域において製造された場合

「侵害装置」とは，非物理的製品の意匠を映す装置であって，当該意匠又は当該意匠と本質的に異ならない意匠が適用されている非物理的製品を映すための装置を意味する。

(a) 当該装置が，登録所有者の同意なしに，かつ，意匠を侵害する方法でシンガポールにおいて製造された場合，又は

(b) 当該装置が，登録所有者の同意なしに，かつ，シンガポールにおいて製造されたならば意匠を侵害したであろう方法で，他の国又は地域において製造された場合

「侵害物品」とは，侵害物品又は侵害装置を意味する。

「所有者」とは，登録意匠に関して，当該登録意匠の登録所有者を意味し，当該登録意匠の排他的ライセンシーを含む。

「請求者」とは，第 68D 条(1)に基づき書面通知を長官に対して行う者を意味する。

「留置期間」とは，差押商品に関して，次を意味する。

(a) 当該商品に関して第 68G 条(2)に基づき付与する通知に定める期間，又は

(b) 当該期間が第 68G 条(6)に基づき延長された場合，その延長された当該期間

「差押商品」とは，第 68D 条(4)に基づき差し押さえられた商品を意味する。

「上級授権職員」とは，次を意味する。

(a) 税関法 1960 年第 3 条(1)に規定する上級税関職員，又は

(b) この部により上級授権職員に付与及び賦課される権限を行使する及び義務を遂行するために官報における通知により大臣が任命する職員又は当該階級若しくは等級の職員

「車両」及び「船舶」とは，輸出入規制法 1995 年第 2 条(1)にそれぞれ与えられた意味を有

する。

第 68B 条　長官の権限の委任

長官は，長官が判断する条件又は制限に従って，この部に基づく長官の権限(本条により付与される委任の権限を除く)を，(税関法 1960 年第 3 条(1)の意味における)上級税関職員に委任することができる。

第 68C 条　手数料

(1) 関税担当大臣は，この部の執行に関連して長官に納付すべき手数料を規定する規則を定めることができる。

(2) (1)を制限することなく，次の目的のための手数料を規定する規則を定めることができる。

(a) 差押商品を輸送する輸送機関の護衛のため

(b) 差押商品の検査又は破棄に関連する授権職員又は上級授権職員の立会いのため

(c) この部に基づくその他の行為又は業務に関連する授権職員又は上級授権職員の立会いのため

第 2 節　請求による商品の差押

第 68D 条　侵害物品の差押請求

(1) 登録意匠の所有者は，長官に対して，次の書面通知を行うことができる。

(a) 当該所有者が下記であることを記載。

(i) 登録意匠の登録所有者であること，又は

(ii) 登録意匠の排他的ライセンシーであること

(b) 当該登録意匠に関する侵害物品である商品が輸出入されることが予期されることを記載。

(c) 下記のための十分な情報を提供。

(i) 当該商品を特定する情報，

(ii) 当該商品が場合により，輸入又は輸出されることが予期される時期及び場所を長官が確定できる情報，かつ

(iii) 当該商品が登録意匠に関する侵害物品であることを長官に認めさせる情報。

(d) 長官に対して商品の差押を請求する。

(2) (1)に基づく通知は，次でなければならない。

(a) 長官が決定する様式により，長官が要求する書類及び情報を裏付けとすること，及び

(b) 第 68C 条に基づく所定の手数料を支払うこと

(3) (1)に基づく通知は，通知が行われた日の後 59 日まで有効性を維持するが，請求者による長官に対する書面通知により，当該期間の末日前に取り消された場合はその限りでない。

(4) 次の場合，すなわち，

(a) 登録意匠に関して(1)に基づいて通知が行われ，

(b) 通知が失効しておらず又は取り消されておらず，かつ

(c) ある者が，通過中の商品ではない，授権職員の意見で問題となる登録意匠に関する侵害物品である商品を輸入又は輸出しようとする場合，

授権職員は，商品を差し押さえることができる。

(5) 大臣は，本節を実行し又は有効にするために規定することが必要又は便宜な規則を定めることができる。特に
(a) 通知を行うべき時期及び方法
(b) 情報及び証拠の長官への提供，及び
(c) 授権職員は，長官の指示又は当該規則の不遵守を理由に，商品の差押を拒否することができる旨

第 68E 条　差押，保管及び処分の債務又は費用に対する担保
授権職員は，第 68D 条に基づいて商品の差押を拒否することができるが，次の場合を除く。商品の差押，保管及び処分に関連して生じる虞のある債務又は合理的な費用を政府に弁済するため及び第 68M 条(2)又は第 68N 条(6)に基づき裁判所が命令する賠償を支払うために，請求者が，
(a) 長官が十分と考える金額を長官に預託する，又は
(b) 長官が納得するように担保を提供する

第 68F 条　差押商品の安全な保管
長官の指示がある場合，差押商品は，差押直前に当該商品を所有，保管若しくは管理していた者又は請求者の何れか長官が適切と考える者が，長官が指示する安全な場所に置かなければならない。

第 68G 条　差押通知
(1) 第 68D 条に基づく商品の差押後速やかに，長官は輸入者又は輸出者(場合により)及び請求者に対して，直接に，郵送により又は(名宛人の事前の同意を得て)電子メールにより，商品を特定し，かつ，それらが差し押えられたことを記載する書面通知を与えなければならない。
(2) (1)に基づく通知には，次の旨を記載しなければならない。
(a) 商品に関する侵害訴訟が，通知に定める日から所定の期間内に請求者によって開始され，かつ
(b) 請求者が，侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を，当該期間内に長官に対して行う場合
を除き，輸入者又は輸出者(場合により)に商品を解放する旨
(3) (2)(a)の目的で所定の期間とは，同規定の目的で規定する期間である。
(4) (2)(a)の目的で定める日は，通知を行う日よりも前であってはならない。
(5) 請求者は，(2)(a)の目的で通知に定める期間(以降「当初期間」という)の末日前に，書面通知を長官に対して行うことにより，期間の延長を請求することができる。
(6) (7)に従うことを条件として，次の場合，すなわち，
(a) 請求が(5)に従って行われ，かつ
(b) 請求を認めることが合理的であると長官が納得する場合は，
長官は，当初期間を所定の期間，延長することができる。
(7) (5)に従って行う請求に基づく決定は，請求後 2 就業日以内になされなければならないが，そのような決定は請求が関連する当初期間の末日後にはなすことができない。

第 68H 条　情報又は書類を提供する義務を有する者

(1) 第 68D 条に基づく商品差押後は何時でも，授権職員又は上級授権職員は，ある者が，(2)における何れかの目的に関係すると職員が判断する何らかの情報又は書類を有する者と信じる合理的な理由がある場合，職員の指定する時間と場所において，職員にその情報又は書類を提供するようその者に要求できる。

(2) (1)にいう目的とは，

(a) (そのような請求を実際受け取ったか否かに拘らず)第 68I 条に基づく請求を長官に納得させることを可能にするため

(b) 商品の将来の輸送に関し，本節に基づく如何なる措置をも講じることを可能にするため，及び

(c) 統計又は研究目的である。

(3) 次の者，すなわち，

(a) 正当な理由なく(1)に基づく要求に従わない，又は

(b) 当該要求に従っているとされるが，重要な細目について虚偽の又は誤認させる情報又は書類を故意に又は無謀に提供する者は，

有罪とし，6,000 ドル以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。

(4) 何人も，有罪の可能性があるという理由によって，(1)に基づく要求に従う情報又は書類を提供することを免除されない。

(5) その者が，(1)に基づく要求に従い情報又は書類を提供する前に，そのように提供することがその者を有罪にする可能性があると主張する場合，情報又は書類は(3)に基づく違反についての訴訟以外の刑事訴訟ではその者に不利な証拠として容認されない。

(6) (1)に基づく要求に従って提供された情報又は書類は，(2)における目的で必要な場合及びその範囲を除いては，何人にも公表，伝達又は開示されない。

(7) (6)に反した者は有罪とし，6,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。

第 68I 条　輸出入に関する情報

(1) 第 68D 条に基づく商品差押後，長官は，請求者の請求を受け，また，長官が請求者が侵害訴訟を開始するためにその情報が必要であると納得した場合，差押商品の輸入又は予定する輸出(場合により)に関係する者の名称及び連絡先詳細を請求者に提供することができる。

(2) (1)は，慣習法により長官又は長官が同項に基づき権限を委任した者に課される秘密保持義務に拘らず，適用される。

第 68J 条　差押商品の検査

(1) 長官は，請求者又は輸入者若しくは輸出者(場合により)が差押商品を検査することを許可することができる。

(2) 請求者が必要な保証を長官に提出する場合は，長官は，請求者が検査するために，請求者が差押商品の見本を長官の保管から移動することを許可することができる。

(3) 輸入者又は輸出者(場合により)が長官に必要な保証を与える場合は，長官は，輸入者又は輸出者による検査のために，差押商品の見本を輸入者又は輸出者が長官の保管から移動す

ることを許可することができる。
(4) 必要な保証とは，保証を提出する者が次を行うという書面による保証である。
(a) 長官が納得する指定期日に，見本を長官に返却すること，及び
(b) 見本の損傷を防ぐための合理的な注意を払うこと
(5) 長官が本条に従って請求者による差押商品の検査又は見本の移動を許可する場合は，次に起因して輸入者又は輸出者(場合により)が被る損失又は損害について，長官は輸入者又は輸出者(場合により)に対する責任を負わない。
(a) 当該検査の間に発生した差押商品への損傷，又は
(b) 長官の保管から移動された見本について若しくは関して請求者若しくはその他の者がなすもの又は当該見本の請求者による使用

第 68K 条　同意による差押商品の没収
(1) (2)に従うことを条件に，輸入者又は輸出者(場合により)は，書面通知及び所定の書面保証を長官に対して行うことにより，差押商品を政府が没収することに同意することができる。
(2) (1)の通知は，差押商品に関する侵害訴訟の開始前に行わなければならない。
(3) 輸入者又は輸出者(場合により)が(1)の要件を満たす場合は，差押商品は政府に没収され，次のように処分しなければならない。
(a) 本法に基づき定められる規則に規定される方法で，又は
(b) 処分方法がそのように規定されていない場合は，長官が指示するように

第 68L 条　輸入者又は輸出者への差押商品の強制解放
(1) 差押商品(第 68K 条に基づき政府に没収された商品ではないもの)の留置期間の満了日前に請求者が次を行っていない場合は，長官は輸入者又は輸出者(場合により)に対し，当該期間の満了日後にできる限り早く差押商品を解放しなければならない。
(a) 商品に関して侵害訴訟を開始したこと，及び
(b) 侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を長官に対して行ったこと
(2) 次の場合，すなわち，
(a) 差押商品に関して侵害訴訟が開始され，かつ
(b) 訴訟が開始された日から 22 日目において，訴訟が開始された裁判所による商品の解放を妨げる命令が有効でない場合は，
長官は，輸入者又は輸出者(場合により)に対して前記期間の満了時にできる限り早く商品を解放しなければならない。
(3) 請求者が，差押商品の解放に同意することを記載する書面通知を長官に対して行う場合は，長官は，輸入者又は輸出者(場合により)に対してできる限り早く商品を解放しなければならない。
(4) 本条は，第 680 条に従うことを条件として有効である。

第 68M 条　訴訟を提起しないことに対する賠償
(1) 第 68D 条(1)に基づいて行われた通知に従って商品が差し押さえられ，該当する請求者が商品の留置期間内に侵害訴訟を提起しない場合は，当該差押による被害者は，請求者に対する賠償命令を裁判所に申請することができる。

(2) 本条に基づく訴訟の原告が商品の差押の結果として損失又は損害を被ったことに裁判所が納得する場合は，裁判所は，請求者に対して，裁判所が適切とみなす金額の賠償を当該原告に支払うよう命令することができる。

第 68N 条　侵害訴訟

(1) 侵害訴訟が係属している裁判所は，当該訴訟に十分な利害を有する者の申請があれば，その者が当該訴訟の被告として参加することを許可することができる。

(2) 授権職員は，侵害訴訟の審理について聴聞を傍聴する権利を有する。

(3) 本条とは別に付与されうる救済に加えて，裁判所は次のことをすることができる。

(a) もしあれば裁判所が適当と認める条件に従って，差押商品を輸入者又は輸出者(場合により)に解放するよう随時命令すること

(b) 所定の期間の末日前に，差押商品を輸入者又は輸出者(場合により)に解放しないよう命令すること，又は

(c) 差押商品を政府が没収するよう命令すること

(4) 政府又は法定当局が，他の法律に基づいて差押商品の管理を維持するよう要求又は許可されていることに裁判所が納得する場合は，裁判所は，(3)(a)に基づく命令を下してはならない。

(5) 長官は，(3)に基づいて下された命令を遵守しなければならない。

(6) 次の場合，すなわち，

(a) 侵害訴訟が却下又は中止され，又は関連する登録意匠が侵害されなかったと裁判所が決定し，かつ

(b) 侵害訴訟の被告が，商品の差押の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所に納得させた場合は，

裁判所は，請求者に対して，裁判所が適切とみなす金額の賠償を被告に支払うよう命令することができる。

第 680 条　差押商品の管理の維持

第 68L 条に拘らず，差押商品に関して第 68N 条(3)に基づき何ら命令が下されない場合であって，政府が他の法律に基づいて商品の管理を維持することを要求又は許可されるときは，長官は当該商品を解放又は処分する義務を有さない。

第 68P 条　差押商品の処分

(1) 差押商品が政府に没収されるべきであると裁判所が命令する場合は，当該商品は，次のように処分しなければならない。

(a) 本法に基づき定められる規則に規定される方法で，又は

(b) 処分方法がそのように規定されていない場合は，長官が指示するとおりに

(2) 次の場合，すなわち，

(a) 長官が，差押商品の解放の書面通知を輸入者又は輸出者に与え，かつ

(b) 輸入者又は輸出者が通知に定める期間内に差押商品を保管できない場合，

長官は以下の方法で商品を処分する。

(i) 本法に基づき定められる規則に規定される方法で，又は

(ii) 処分方法がその旨規定されていない場合，長官の指示する方法

第 68Q 条　不十分な担保

(1) 本節に基づき長官が講じる又は本節に基づく裁判所の命令に従って講じられる措置に関して長官に発生する合理的な費用が，第 68E 条に基づいて預託された額又は提供された担保の額を上回る場合，不足分は政府に支払うべき債務である。

(2) (1)によって生じる債務は，請求者又は 2 以上の請求者がいる場合は請求者全員が連帯して支払う。

第 3 節　検査の権限

第 68R 条　車両に関する検査の権限

(1) 上級授権職員又は上級授権職員の一般的若しくは特別の指示に従って行為する授権職員は，シンガポールにおいて車両に乗り込み，第 68D 条に基づく差押の対象となる可能性のある商品を求めて，車両のすべての部分を検査することができる。

(2) 本条により付与された権限をより効果的に行使するため，上級授権職員又は授権職員は，車両の責任者に対し，以下を要求することができる。

(a) 停止し，許可されるまで発進しないこと，又は

(b) 当該車両を検査場に運搬すること

(3) 本条に基づきなされる事柄に起因する手続においては，反証がない限り，上級授権職員ではない授権職員で当該事柄をなした者は，上級授権職員の一般的又は特別の指示に従って行為していたものと推定される。

(4) 本条に違反した者又は本条に基づいて与えられる若しくはなされる合法的な要請若しくは指示を遵守しない者は有罪とし，6,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し，又はこれらを併科する。

第 68S 条　包装等の検査

(1) 輸入中，最近輸入された又は輸出中の商品，包装，箱，収納箱又はその他の物品で，第 68D 条に基づく差押の対象となる可能性のある商品である又は商品を含むとの合理的な疑念が存在するものについては，次を行うことができる。

(a) 授権職員が調査及び検査すること又は調査及び検査のために責任者が開封するまで留置すること

(b) 授権職員が適当と認める侵害の検証又は試験若しくは分析の対象とすること，又は

(c) 調査及び検査の間，授権職員がマーク表示し，施錠し，封印し又は別途保管すること

(2) 授権職員は，(1)にいう包装，箱，収納箱又はその他の物品の責任者に対し，調査及び検査のために当該包装，箱，収納箱又は物品(場合による)を開封することを要求することができる。

(3) (1)にいう包装，箱，収納箱又はその他の物品の責任者が(2)に基づく要求に従うことを拒否し又は合理的な時間及び機会を与えられた後に従わない場合には，上級授権職員又は上級授権職員の命令に従って行為する授権職員は，その調査及び検査を容易にするために包装，箱，収納箱又は物品を強制的に開封することができる。

(4) 授権職員以外の者で，(1)(c)にいうマーク，錠，封印又は商品，包装，箱，収納箱その他物品を確保するためのその他の手段を移動し，開封し，破壊し又はみだりに変更する者は，有罪とし，6,000 ドル以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁に処し又はこれらを併科する。
(5) 本条において「侵害の検証」とは，ある物品が第 68D 条(4)に基づく差押の対象となる可能性のある商品である又は商品を含むかを判断するための工程(該当する登録意匠の所有者にかかわるか否かを問わない)を意味する。

第 68T 条　包装及び商品を検査場に移動させる権限
(1) 第 68S 条により付与された権限をより簡便に行使するため，授権職員は，包装，箱，収納箱その他の物品若しくは商品を検査場に移動させ又はその所有者若しくはその代理人若しくはそれを保管し，責任を有し，若しくは管理する者が移動するよう要求することができる。
(2) 当該要求に従わない者は有罪とし，6,000 ドル以下の罰金に処する。
(3) ある者が当該要求に従わない場合は，授権職員は，当該包装，箱，収納箱，物品又は商品を(1)に定める方法で移動させることができ，当該移動の全費用(上級授権職員が証明する)は，その者又は当該包装，箱，収納箱，物品又は商品の所有者から罰金として徴収することができる。

第 68U 条　手荷物及び所持品の検査
(1) 船舶若しくは航空機から上陸する者若しくは上陸しようとしている者若しくは最近上陸した者又は上陸の目的であるか否かに拘らずシンガポールにおいて船舶若しくは航空機から出る者又は陸路，海路若しくは空路でシンガポールに入国する者若しくは最近入国した者は，以下を行わなければならない。
(a) 授権職員の要請に基づいて，自身の商品及び手荷物を，第 68D 条に基づく差押の対象となる可能性のある商品を求めて当該職員が検査することを許可するか，当該商品及び手荷物と一緒に検査場まで職員に同行し，そこで上級授権職員の面前で，かつ，その監督下で第 68D 条に基づく差押の対象となる可能性のある商品を求めて商品及び手荷物を検査することを許可すること
(b) 上級授権職員の要請に基づいて，当該職員が又は職員の面前で，かつ，その監督下で，第 68D 条に基づく差押の対象となる可能性のある商品を求めて，自身の商品及び手荷物を検査することを許可すること，又は
(c) 上級授権職員の要請に基づいて，第 68D 条に基づく差押の対象となる可能性のある商品を求めての検査のため，自身の衣服の中又は衣服の下に保管されている所持品を取り出すこと
(2) 商品及び手荷物の検査に同席するための合理的な便宜を与えられた後に同席しなかった場合を除いて，同席することを要求する者の商品及び手荷物は，その者の同席以外では検査してはならない。
(3) 合理的な理由なく，本条に基づきなされる合法的な要請に従うことを拒否し又は従わない者は有罪とし，6,000 ドル以下の罰金若しくは 3 月以下の拘禁に処し，又はこれらを併科する。

第 68V 条　一定の構内に立ち入るための授権職員の権限

(1)　第 68R 条から第 68U 条までにより付与された権限を行使する目的で，授権職員は，次の場所に令状なく立入ることができる。

(a) 小島，上陸地，埠頭，ドック，鉄道又は波止場

(b)　シンガポール海事港湾庁法 1996 年に基づいて許可又は免除される港湾業務又は施設の提供者の構内，又は

(c)　シンガポール民間航空局法 2009 年に基づく許可又は免除に基づいて運営される空港の構内

(2) 本条において「鉄道」とは，鉄道法 1905 年に与えられた意味を有する。

第 4 節　雑則

第 68W 条　妨害

次の者，すなわち，

(a)　授権職員又は上級授権職員が，この部に基づいて立ち入る権限を有する車両又は場所へ出入りすることを拒否する者，又は

(b) 授権職員又は上級授権職員が，この部により当該職員に付与された権限を行使する際に，これを妨害する又は妨げる者は，

有罪とし，15,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の拘禁に処し，又はこれらを併科する。

第 68X 条　個人の責任に対する保護

次の行為の過程において又は関連して合理的な注意を払い，善意でなされる又はなされない事柄について，長官，授権職員，上級授権職員又は長官の指示に基づいて行為する者に対しては，個人的責任は問われない。

(a) この部に基づく権限の行使又は行使の意図

(b)　この部に基づく職務の遂行若しくは遂行の意図又は義務の履行若しくは履行の意図，又は

(c) この部の遵守又は遵守の意図

第 7 部　雑則及び一般規定

第 69 条　代理人の認定

本法に基づき定められた規則に別段の規定がある場合を除き，意匠の登録に関連してある者により又はある者に対してなすことを本法が要求する又は認める行為又は登録意匠若しくは意匠の登録に関する手続は，その者が口頭又は書面により許可した代理人により又は代理人に対してなすことができる。

第 70 条　裁判所の一般権限

裁判所は，本法に基づくその本来の又は上訴の管轄権を行使する際に疑義があればこれを決定するために，その疑義を決定する目的で登録官がなし得たであろう命令を下し又は登録官が行使し得たであろうその他の権限を行使することができる。

第 71 条　裁判所における訴訟手続の費用

本法に基づく裁判所におけるすべての訴訟手続において，裁判所は何人(登録官を含む)に対しても，適切とみなす費用を裁定することができるが，登録官は，他の当事者の費用を支払うよう命令されることはない。

第 72 条　登録官の証明書

本法に基づいて作成する又はなすことを許可された記載，事項又は物に関して登録官が署名することを意図される証明書は，記載がなされていること，その内容及びなされている又はなされなかった事項又は物の一応の証拠である。

第72A条　登録出願以外の書類の修正

第74条(2A)に従うことを条件に，登録官は，本法の適用上，申請(意匠登録出願以外のもの)を行い又は通知その他の書類を提出した者の書面請求により若しくはその者の代理人の書面請求により，申請，通知若しくは書類を次の通り修正することができる。

(a) 書記上の誤り又は明らかな間違いを訂正するため，又は

(b) 登録官が，その事案のすべての事情においてそうすることが公平かつ合理的であるとの見解を有する場合

第 73 条　手数料

(1) 本法に基づく出願，登録及びその他の事項に関連して所定の手数料を支払うものとする。

(2) 徴収されたすべての手数料は庁の資金に納付される。

(3) (2)は，第 64A 条(2)(e)に基づいて設定された規則に規定された，国際事務局に転送される手数料には適用されないものとする。

第 74 条　規則を定める一般権限

(1) 大臣は，庁と協議した後に，次のために規則を定めることができる。

(a) 本法に基づき規則の策定が必要である又は許可される何らかの目的のため

(b) 本法により規定することが許可される又は必要である事項を規定するため

(c) 本法を実施する又は施行するために規定が必要な又は適切な事項を規定するため，また
(d) 一般に，登録官に対する手続その他の事項の実施及び手順を規制するため
(2) (1)の一般性を損なうことなく，本条に基づき定められる規則は，次の規定を定めることができる。
(a) 出願その他の書類を提出する方法を定めること
(b) 登録官に対する何らかの手続その他の事項の実務及び手順に関して
(c) 出願，通知又は請求を裏付けるために定める誓約書を作るようある者に要求すること
(d) 書類の翻訳文並びに何らかの翻訳文の提出及び認証を要求し，かつ，規制すること
(e) 書類の送達に関すること
(f) 手続上の瑕疵の更正を許可すること
(g) 意匠の登録その他登録官に対する手続又は事項に関し，何らかの目的で使用される様式を定めること
(h) 登録官に対する手続又は事項に関連して又は登録局による役務の提供に関連して手数料を納付するよう要求し，かつ，これらの手数料を定めること
(i) 所定の場合に，登録官に対する手続の当事者に，その手続又は上訴手続に関する費用の担保を託するよう要求する権限を登録官に与え，担保が託されなかった場合の結果を規定すること
(j) 登録官に対する手続における証拠提出の方法を規制し，登録官に対し，証人の出頭並びに書類の開示及び提出を強制する権限を与えること
(k) 本法に基づいて手続又は事項に関連してなすことを要求される事項をなす期限を定めること
(l) 既に満了したか否かを問わず，登録官が規定又は明記した期限の延長を規定すること
(m) 登録官が発行する実施指針の公告を規定すること
(n) 意匠登録又は登録官へのその他の手続若しくは事項に関する目的で使用される様式の公告を規定すること，
(o) 登録局による書類及びその書類に関する情報の刊行及び販売を規定すること，及び
(p) 次のものの回復及び回復条件について
(i) 取下とみなされた出願，又は
(ii) 効力を失った権利又は所定の若しくは登録官が定めた期限の不遵守により失効し若しくは存続しなくなった事柄
(2A) (1)を制限することなく，登録官は以下の申請を公開することができる。
(a) 登録簿の誤りを訂正すること，及び
(b) 出願，通知その他の文書を修正すること。
また，上記訂正または修正の影響を受けると主張する者は，当該訂正または修正に対して異議申し立てすることができる。
(3) 本条に基づき定められる規則は，異なる場合について異なる規定を定めることができる。

第 75 条　登録出願に関連する規則

(1) 第 74 条を制限することなく，大臣は，第 11 条の適用上，意匠登録出願は次を含む又は含むことができる旨を定める規則を定めることができる。
(a) 意匠の表示についての説明

(b) 出願人が新規とみなす意匠の特徴についての説明
(c) 意匠の適用が意図されている物品，非物理的製品又は組物の物品及び非物理的製品，及び
(d) 表示において複製された意匠が物品に適用される場合は，物品の見本
(2) 本条に基づき定められる規則は，登録出願に関連して次が主張される方法を規定することができる。
(a) 出願に関して第 8 条，第 9 条又は第 10 条が適用される旨の主張
(b) 第 12 条又は第 13 条に基づく優先権の主張

第 76 条　保留
何れかの法律又は書類における廃止された連合王国意匠(保護)法(Cap. 339，1985 年改訂版.)への言及は，文脈上他に要求されない限り，本法への言及と解釈する。

第 77 条　経過規定
(1) 附則の規定は，本法の規定にも拘らず，経過事項について効力を有する。
(2) 大臣は，官報で公布した命令により，附則の規定を改正することができる。
(3) 2021 年 11 月 21 日後 2 年の期間，大臣は，必要又は適切とみなす経過規定を規則により定めることができる。

附則

経過規定

第1項　序

(1) 本附則では，文脈上他に要求されない限り，

「最初の登録期間」とは，関連の意匠に関して，第2項(3)にいう登録の最初の期間を意味する。

「関連意匠」とは，本法の適用上，第2項(1)により登録意匠とみなされる意匠を意味する。

「連合王国法」とは，連合王国意匠(保護)法(Cap.339，1985年改訂版)により改正され，シンガポールに適用された，連合王国の1949年意匠法(U.K.1949，c.88)を意味する。

「連合王国登録簿」とは，連合王国法第17条に基づき保持される意匠登録簿を意味する。

(2) 文脈上他に要求されない限り，本附則で用いられ，連合王国法で規定されている単語又は表示は，その法律と同一の意味を有する。

(3) 本附則の適用上，かつ，疑義を避けるために，連合王国法に基づく意匠登録日は，連合王国法第3条(5)に従って決定される。

第2項　関連意匠

(1) 2000年11月13日前に連合王国法に基づき登録された意匠は，連合王国法に基づいて登録された物品に関してその登録が2000年11月13日に満了していない又は取り消されていない場合は，本法の適用上，登録意匠とみなされる。

(2) 疑義を避けるために，(1)における2000年11月13日前に連合王国法に基づき登録された意匠への言及は，連合王国法に基づき登録された意匠で，その登録日が連合王国法第3条(5)に基づき2000年11月13日前のある日とみなされるものに対する言及を含む。

(3) (1)に基づき登録意匠とみなされる意匠の登録は，次の何れか早い方に終わる最初の期間についてとする。

(a) 当該期間が連合王国法第8条(2)に基づき延長されない場合は，2000年11月13日において意匠における権利が存続する期間の満了日，又は

(b) 当該期間が同条に基づいて延長される場合は，期間が延長期限にあたる日

第3項　登録の延長

(1) 関連意匠の登録期間は，一度にさらに5年間延長することができるが，登録の合計期間は連合王国法に基づくその登録日から25年を超えてはならない。

(2) 意匠の登録所有者が登録期間を最初の登録期間の満了からさらに5年間延長することを希望する場合は，(3)に従って登録官に申請する。

(3) (2)にいう申請は，その登録の最初の期間の満了前になすものとし，次を添付する。

(a) 連合王国法に基づき登録された意匠の表示

(b) 連合王国意匠登録局の登録官が発行した意匠登録を確認する認証抄本

(c) 登録官が要求する連合王国登録簿にその時点で記入されている意匠における権利に影響を与える取引の詳細

(d) 規則によって要求されるその他の情報，書類又は事項

(e) 所定の更新手数料
(4) 第 21 条(5)は，必要な修正を加えて，(2)にいう申請に関して適用されるが，最初の期間の満了後 6 月以内になされた申請については，第 21 条(5)にいう遅延手数料は納付しなくてよい。
(5) (2)にいう申請の承認後，登録官は，登録簿に次を記入する。
(a) 関連意匠の詳細。連合王国法に基づくその登録日を含む。
(b) 連合王国登録簿にその時点で記入されている関連意匠の登録所有者の名称
(c) 登録官が適切とみなすその他の事項
(6) 第 21 条は，必要な修正を加えて，関連意匠の登録期間のさらなる延長についても適用される。
(7) 次を規定する規則を定めることができる。
(a) 関連意匠の登録期間の延長を求める申請の様式及び方法。申請人が自己の申請を裏付けるために提供する書類及び情報を含む。
(b) その更新の公告
(c) 関連意匠の登録期間の延長を求める申請を裏付けるために提出された書類を閲覧する権利又はその申請又は当該意匠に関する情報を請求する権利並びにその権利の行使の条件。閲覧又は情報の手数料を含む。

第 4 項　関連意匠への法の適用
本法の適用上，
(a) 関連意匠の登録所有者は，
(i) 意匠の最初の登録期間中は，その時点でその名前が意匠の登録所有者として連合王国登録簿に記入されている者とし，又は
(ii) 当該期間の満了後及び当該意匠に関する第 3 項(2)にいう申請の承認後は，その時点でその名前が意匠の登録所有者として登録簿に記入されている者とする。また
(b) 関連意匠の登録日は，連合王国法に基づくその登録日とする。

第 5 項
先の出願の履行において登録された意匠への第 5 条(2)における言及は，連合王国法に基づく先の出願の履行において同法に基づき登録された関連意匠への言及を含むと解釈される。

第 6 項
(1) 第 23 条若しくは第 27 条に基づく申請又は第 26 条に基づく登録の放棄は，意匠の最初の登録期間の満了及び意匠に関連する第 3 項(2)にいう申請の承認後にのみ，関連意匠に関して行うことができる。
(2) 連合王国法第 11 条による関連意匠の同法に基づく登録の取消で，次のものは，本法の適用上，本法に基づく登録の放棄又は撤回(場合による)として扱われ，本法に基づいてなされたのと同一の効力及び効果を有する。
(a) 意匠の最初の登録期間中になされたもの，又は
(b) 当該期間後に，ただし，その期間中になされた請求又は申請に基づきなされたもの

第 7 項

(1) 第 28 条，第 29 条及び第 53 条(2)は，関連意匠に関しては適用されない。

(2) 第 3 項(2)に基づく関連意匠の登録の更新後並びに所定の方法での何人かによる請求書面の提出及び所定の手数料の納付があれば，登録官は，当該意匠（意匠の表示又は見本を含む）の更新申請に関連して，

(a) 請求をなした者に請求に明記される情報を与え，かつ

(b) その者に請求に明記される書類を閲覧することを許可するが，

ただし，所定の条件に従うことを条件とする。

(3) 登録官が所定の情報又は書類に関する請求を拒否することができるような規則を定めることができる。

第 8 項

(1) 関連意匠に関する登録可能な取引の詳細の登録を求める第 34 条に基づく申請は，意匠の最初の登録期間の満了及び意匠に関連する第 3 項(2)にいう申請の承認後にのみ，行うことができる。

(2) 関連意匠に関する登録可能な取引に関する連合王国法第 19 条に基づく登録申請で，意匠の最初の登録期間の終了前の何れかの時点でなされた申請の場合は，第 34 条の適用上，当該取引の詳細の登録を求める同条に基づく申請として扱われ，その申請と同一の効力及び効果を有する。

(3) 本項の適用上，「登録可能な取引」とは，第 34 条(2)の表現に与えられた意味を有する。

第 9 項

(1) 関連意匠に関する登録簿の更正を求める第 54 条に基づく申請は，意匠の最初の登録期間の満了及びその意匠に関連する第 3 項(2)にいう申請の承認後にのみ，行うことができる。

(2) 関連意匠の最初の登録期間の満了前に，連合王国法第 20 条に基づきなされた申請に従って，当該意匠に関して連合王国登録簿を更正するよう命じられた場合は，登録官は，自発的に又は利害関係人の申請により，登録簿の対応する更正を行うものとし，第 54 条(4)は，その更正が第 54 条(3)に基づいてなされた更正と同様の効力を有する。